国民国家への視座

中　谷　義　和*

目　　　次

(1)「国家」の概念
(2)「国家」理念の多義性
(3) 国民と国家
(4) 国際政治と国民国家
(5) グローバル化と国民国家

(1)「国家」の概念

かつて，D. イーストン（David Easton, 1917―）はアメリカの社会科学における「行動論」の知的伝統を踏まえて，「国家も権力も，政治の研究を統一するための概念とはなり得ない」と喝破し，さらには，1970年代後期のアメリカ政治学において「新国家論者（neo-statists)」と呼ばれる一群の研究者たちが「国家の復権」を求め，この運動がひとつの潮流となりつつある状況に政治学の“泥沼化”を読み取っている[1)]。これは，政治システム論と実証主義的方法をもって政治現象にアプローチすべきであるとする考えに発している。

確かに，「国家」の概念は多義的であって，論争性を帯びている。例えば，法学的視点からは法律を強制するための法規範のシステムとして「理念」視され，政治学的視点からは公的権力の行使主体として「人格」視され，そして，社会学的視点からは社会組織として「共同体」視されるとい

＊　なかたに・よしかず　立命館大学法学部教授

うように，視点と時空間を異に多様に理解されてきた[2)]。これほど多様な解釈が成り立ち得るのは，「国家（state，*Staat*，*État*）」に括られる政治的組織体の形状が地理的にも歴史的にも千姿万態あって，多様な形態を帯びたし，帯びているからにほかならない。さらには，西欧の政治理念史の脈絡に鑑みても，その概念は大きく変化し，語義変化を経ている。それだけに，個別の研究領域においてのみならず，研究領域を異にすると光の当て方も異なるので，「国家」概念の齟齬と落差を呼ばざるを得ない。「国家」の概念によって政治学が“泥沼化”したという理解は，こうした脈絡に負っていると言えよう。だが，「国家」が，少なくとも観念的には存在していないとは言えないし，「国家」をもって政治現象の多くが語られてきたし，語られてもいる。また，「国家」を被説明項とし，その内実をブレイクダウンするという作業は必要なことであるが，具体的実体の抽象化も求め続けられている。この現実を踏まえると，「国家」とは，すぐれて政治的現象であると言えるだけに，政治学の“泥沼化”の原因をもって「国家」の概念を放棄するのではなく，その多角的分析と理論化が求められていることになる。また，「国家」の概念が歴史の脈絡において意味変化を経ていることに鑑みると，その理念の系譜化の作業を欠くわけにはいかなくなるし，「国家」という“言説”には一定の価値や理念が内在しているだけに「国家イデオロギー」の批判が必要ともされる。

言葉は事象の抽象であるだけでなく，言語行為による抽象の再帰的抽象化でもあり，思弁の螺旋運動の所産である。社会条件の変化は社会意識の変容を呼ばざるを得ず，現状の再認識を迫ることで概念を多層化する。理念の個別位相は多様であるにせよ，思弁は「過去」との脈絡において個別の「現代」を相対化する作業でもある。それだけに，指示対象の「表示（representation）」は時空間を異にすると，多義性を免れ得ないことになる。「国家」という「象徴（言葉）」をもって何が「指示対象（referent）」とされているかとなると，意味や概念の混乱をきたし，相互の理解を困難にさせる。社会科学が社会現象の人格間関係や自然との相関性を対象とし

つつも，社会諸関係が多脈絡的で歴史的であるだけに，アプローチの方法も多様なものとならざるを得ない。社会科学が存在論と認識論のレベルでは論争性を帯びざるを得ないのは，こうした事情に負っている。この点は，とりわけ「国家」という言葉に妥当することであって，社会科学のキータームであり，人口にも膾炙していながら，最も多義性と論争性を帯びた言葉のひとつであり，多様な概念と理解が錯綜することになった。だから，「国家」という言葉を政治学から排除し，諸価値の「権威的」配分の実態分析が試みられ，あるいは，集合的目標の実現をめぐる諸勢力の動態を機能的・操作的に説明しようとされることになった。さらには，個人の行動というミクロな視点から政治現象にアプローチしようと試みられることにもなった。

ダール（Robert A. Dahl, 1915―）は政治的多元論（「ポリアーキー」論）をもって有名であり，また，比較政治の代表的論者のひとりとも目されている。彼は「政府」と「政治システム＜国家＞」とを区別して，「“政府”とは，一定の地域内で，支配を維持するのに必要な物理的力（暴力）の正統な legitimate 行使に関する排他的な機制に成功している政府をいう」と，また，「その地域内の住民と“政府”からなる政治システムが〈国家〉である」としている。そして，「政治システム」とは「コントロール（支配力）control，影響力 influence，権力 power，権威 authority をかなり程度ふくむ人間関係の持続的なパターンである」と規定している[3]。すると，「国家」と「政治システム」とは同視され，行動論的視点から「国家」とは「コントロール・影響力・権力・権威」といった「人間関係の持続的なパターン」のことであると見なされていることになる。このアプローチはパーソンズ（Talcott Parsons, 1902-79）を始めとするシステム論の影響を強く留めていて，「政治システム＜国家＞」は「社会システム」のサブ・システムであるとしている。だが，「国家」とは「政治システム」の別称であり，「社会」のサブ・システムに過ぎないとすると，「国家」は“従属変数”視され，「社会」に包摂されてしまうことになる。

「構造－機能主義」的社会アプローチは「社会」を諸部分からなるシステムであって，諸部分が有機的に機能することで「社会」が存続し得るとする。このパラダイムにおいて「政治システム」は「経済システム」とともに「社会」のサブ・システムを構成し[4)]，政府が所与の「地域」の住民に物理的強制力や政治的影響力を「正統的」に行使することで「人間関係の持続的なパターン」が維持されるとする。「経済システム」と「政治システム＜国家＞」を「社会」のサブ・システムであるとすると，「社会」が個別“地域”の住民を包括する全体的システムとなる。だが，「社会」とは経済や地縁と血縁などの諸関係からなる社会－経済的諸関係のことであって，「政治システム」とはレベルを異にすると見なすと，「政治システム」は「社会」のサブ・システムとは言えないことになる。また，「政治」が「国家」において作動しているだけでなく，国際関係（「国民」間関係）においては「国家」がひとつの有界型単位と見なされていることにもうかがい得るように，「国家」は相対的に自立（律）的な“実体”とされ，国際関係の前提に据えられている。そして，「国連」は「国民（ネーション）」の連合（“United Nations”）であるとされつつも，国家がその構成単位の位置にあり，「政府」がこれを代替しているということ，これが国際政治の実態である[5)]。以上を踏まえると，「政治システム」をもって「国家」と見なすわけには，あるいは，後者を前者に解消するわけにはいかなくなる。

確かに，「国家」という言葉には一定の「領域」における住民とその諸関係の複合的総体という意味と，この総体を統治する「機構」という二つの意味が重複している。ここに「国家」概念の二重性を読み取ることできる。これは，統治の機構によって「住民」が「領域」に包括され，この機構がひとつのシステムとして自立（律）することで，所与の住民と「領域」外の住民に対して「国家」として現われることによる[6)]。また，国内的規模の包摂と凝集化とは他の「国家存在」との関係において成立する「機能」概念であるから，「国家」間関係（ないし「国民」間関係）は「領域」化を前提としていることにもなり，この脈絡において「国際政治」は

「国家」間政治として現われるのである。

「関係」は主体（「担い手」）の行動が有意的ないし有機的に組織されることで成立する。社会諸集団は個別の「関心（インタレスト）（利益）」を共有し，その「関心」を実現しようとするから，政治過程は集団間の対抗と競合の過程とならざるを得ない。この過程は，基本的には，「領域」の枠内において「社会集団」相互間の関係として，また，統治機構との関係において現出する。すると，政治過程とは，「領域」内諸関係の動態概念であることになり，政治現象の全てを「国家」論抜きの「過程」に包括するわけにはいかないことにもなる。

「住民」は一定の地理的空間において居住せざるを得ないという点では土着性を免れ得ず，自然集落において生活することで自らの「国（country）」に対する帰属感と愛着心が自生するし，同胞性の意識を抱懐する。政治権力は，基本的には，こうした住民を「領民」として区画し，その社会－経済諸関係に組織性と体系性を与える。「国家」という言葉は「領域」化した地理的空間の住民を政治的に包括している相対的に自律的な社会－経済的諸関係の抽象であって，パーソナルな自生的結合体とインパーソナルな作為的結合体との複合的組織からなる。換言すれば，「国家」自体が有形的に存在しているわけではなく，「領域」に有界化した諸関係の抽象であり，政治的に区画された自然環境とそこに居住する住民の総体を抽象する概念である[7]。また，「領域」において有界化した諸関係の接合様式は歴史的にも現実的にも多様であるし，その変化は存在「形態」の変容を呼ばざるを得ず，「形態」に固有の特徴を刻印する。そして，「国家」が“領域”という空間性を帯びるのは，統治が地理的制約性と住民の社会・文化関係の質的差異に服さざるを得ないことによる。

「国家存在（statehood，*Staatlichkeit*）」とは「国家」という抽象の「具象」概念である。あるいは，「国家」とは「国家存在」の抽象である。現実的「必要（ニーズ）」は意識を媒介とすることで具体化の要求を呼ぶ。この要求が有意性を帯び得るには，理念的にも実践的にも有効なものであることが求

められ，そうでないと，「必要（要求）」は定形化し得ない。ひとつの「社会構成体」は，諸関係が企図と実践において有意的に接合することで有形化する。この脈絡からすると，社会的「存在」は諸要素の有意的関係化において有形化し，内発的エネルギーと自律的能力を有することになる。「国家存在」はこうした社会実体であり，血縁的・地縁的・経済的・文化的諸関係の複合的ネットワークである。この網状組織は統治機構によって一定の統一性と方向性が設定されることで「国家存在」として実在する。この視点からすると，「国家」とは所与の空間に有界化した政治的・社会－経済的諸関係の総体を，換言すれば，「国家存在」を抽象する概念であり，社会における「人間関係の持続的なパターン」は「国家」における政治機能を媒介とすることで存続していることになる。また，「社会」と「国家」とが重複するのは「国民型社会」の概念であるが，この場合といえども，「国家」において，あるいは，「国家」によって形成された「国民」的規模の社会的結合体のことであると見なすべきである。これは，「社会」が「国家」において「領域化（territorialization）」されていることを意味する。

「相互行為（インター・アクション）」を媒介とした「相関作用（トランザクション）」によって共同性と連帯性が形成される。あるいは，「対面型社会」を超えるレベルで諸関係が抽象されると「コミュニティ」感は脱空間的「規模」に及び得る。その媒介手段が言葉と技術である。諸関係はこうした「交流（*Verkehr*）」の媒介手段が共有されることで構造化する。「行為」は構造において体系化し，所与の時空間的脈絡において具象する。また，経済的諸関係がルール化されることで組織性を帯びると，「相互行為」は拡延し，直接的経験のレベルを超えて機械的に網状化し，バーチャル空間が現実に機能し得ることになる。そして，社会的「存在」は時間性（time）と空間性（space）を免れ得ないだけに，「相互行為」は所与の“時代（age）”と“場所（place）”において生成するが，その範囲と規模は技術的条件と結びついて可変的である。

以上の脈絡からすると，「国家存在」とは一定の規模における諸関係の

構造的総体であるだけに，時空間性において成立する歴史的所産であるし，諸関係が一定の統一性と体系性を帯び得るには，政治の機能と機構を媒介とした「統合」の原理と機能を不可避とし，その「規模（scale)」は歴史的条件の変化と結びついて可変的な性格を帯びざるを得ないことになる。

社会と統治機構とを，あるいは，「公」と「私」の領域を区分することで政治の機能と機構を相対化すべきであるとしても，「統治機構」（ないし「政府」）と「国家」とを同視するわけにはいかない。というのも，「国家」という言葉は社会経済的「圏域」の概念を，換言すれば，「領域」化された社会－経済的・文化的諸関係の総体として実在している「国家存在」を抽象する概念にほかならないからである。これは，住民が所与の地理的空間の居住民であるだけに，これを統治するには政治権力をもって有界化するとともに，人為的に行政区画化する必要があるからにほかならない。この視座からすると，「統治機構」はこの具体的「存在」を統治するための権力機構であり，「国家」の機関であることになる。だから，「国家」は所与の領域における社会的諸関係と政治権力機構の複合的総体となって現われるのである。ギデンズが近代の「国民国家」を「境界によって区画化された権力容器」であると規定しているのも，こうした脈絡に発している[8)]。この規定は，「境界」によって区分された「領域」を“容器”にたとえ，“国民”という住民の契機と「権力」という政治の契機がひとつの「国家」に包括されていることを含意している。この包括機能の中枢を国家の「権力機構」が占め，社会的諸関係を有界化し，制裁力と「価値配分」機能をもって所与の住民を「権威的」に拘束し，社会諸関係を組織することで一定の形状に組成している。「権力機構」（政府）は社会諸関係を「公的」に包括することで，「国家」という抽象の具象として現われる。

「国家存在」はひとつの関係論的実体である。この実体は諸関係の区画化（「領域」化）と相関化において具象する。これは，諸関係を政治的に組織することで一定の規模において体系性を帯びた「国家存在」が成立す

ることを意味する。「国家」はその抽象であり，「国家存在」を抽象する概念装置である。換言すれば，「存在」は形象として具象するから，「国家存在」という形象の抽象名詞が「国家」ということになる。社会的「存在」は“必要”において関係を結び，「関係」が構造化することで「実在」に転化する。また，社会的結合関係は何らかの「規則（ルール）」や社会的習慣に依拠しているし，「正統化」の言説や倫理的意味づけを媒介とせざるを得ない。これは，社会的「存在」には有意性や有効性の言説が，とりわけ，社会的「秩序」化には規範性が求められるからである。「国家」が具体的関係の抽象として観念化されるということは，「国家」が規範性の「言説」として自立し，「実在」の抽象と化すことで，社会を統治する機関が支配権を「国家」の名において行使し得ることを意味する。というのも，「関係」は“必要（ニーズ）”（ないし要求）に発しつつも，その規範的制度化を媒介とすることで「実在」化し得るからである。したがって，「国家存在」は「規範性」をもって組織性を帯び得ることになるが，その政治的契機は「国家権力」の強制力と「正統化」機能に求められる。また，「国家存在」とは関係論的実体であり，内外の諸関係の変化に服しているわけであるから，「国家」の観念において自らの存在を正統化すべき“言説”が求め続けられることになり，その基盤を欠きだすと“危機”状況が浮上せざるを得ない。有界化した諸関係を統治する機構が「国家」として現われるのは，社会を凝集化し，その統合機能を国家の「機構」が果たしているからである。この脈絡において，“統治機構－国家存在－国家”という具象と抽象の循環様式が成立し，「政治」はこの循環の過程と制度化の，また，これをめぐるイデオロギーの現象として現出する。そして，「国家機構」が「領域」外的には「国家主権」をもって所与の住民を代表（表象）し，「国家」がひとつの国民的“容器”として現われるから，「国際法（international law）」は，文字どおり「国家」において包括された「国民」間“法”の姿を帯びる。それだけに，「国家」は相互間の“連結環”の位置を占め得ることにもなる[9)]。

「国家存在」は社会－経済諸関係と文化の諸契機を政治的に統一することで実体化するから，ひとつの「政治的共同体」として現われるし，住民は所与の「国家」において自らの社会的存在を同定しているので，「国家」は有機体的人格に擬制化される。これは，他との比定において所与の「政治的共同体」を自らの「国家」であると見なしていることを意味する。さらには，「国民国家」における住民（「国民」）は“ナショナリズム”を集合的アイデンティティとすることで「領域」的規模における社会的存在の理念的紐帯としている。他方で，「国家」の権力機構である「政府」は「国家」において自らを語り，統治機構として「市民社会」から分離し，自立することで自らを「国家」として“自己規定”する[10)]。これは，統治機構が当該の「国家存在」を“ゲマインシャフト”的擬制をもって語らねばならないことを意味する。だから，また，政治的に有界化した社会諸関係とこの関係を一定の「秩序」に編成している権力諸関係との複合的総体の概念を求めようとすると，「国家」という包括的カテゴリーを必要とせざるを得なくなる。統治システムが機能的にも制度的にも「国家」の残余の経済・社会システムから相対的に自立し，自律的機能を帯びることを踏まえると，「政治システム」を「社会システム」に包摂するわけにはいかなくなるし，「領域」的規模の政治の制度と実践の分析概念という点でも「国家」が浮上せざるを得ないことにもなる。社会－経済諸関係が一定の空間において，権力の機構と機能をもって重層的に編成され，地理的・歴史的脈絡を異にして多様な形態を帯びるということ，この点に「国家」へのアプローチの視点を設定することができる。「国家存在」は「有界化」した社会経済的・政治的諸関係の複合的総体として実在し，「実体」を構成する素材の有意的連関化において一定の形態と形状に組成される。「国家」の存在形態は諸関係と諸運動を素材とし，その接合形態の種差性において多様性を帯びることになる。「国家性（stateness）」の概念は，こうした「国家存在」を組成している素材の接合様態を分析し，「国家」の類型や形態の多様性にアプローチするための分析概念となる。また，「国

家」は「領域」に区画されているだけに「地政学」や経済地理学の対象となるし，「国際政治（世界政治）」が相対的に自立的な「存在」の複合関係として成立し得ることになる。この視点から「グローバル化」や「リージョナル化」にアプローチすると，現局面の「国家」が解体過程にあるわけではなく，IT 革命（資本主義的交換システムの技術的スピードアップ化とサイバー空間の形成）や越境型移民の波のなかで，あるいは，資本のフローが越境性を強くするなかで「超国民型コミュニティ（transnational community)」ないし「グローバル市民社会（global civil society)」が生成していると言えても，「世界国家（world state)」が登場しているわけではなく，グローバルな規模のガヴァナンスが形成されているに過ぎないことになる。それだけに，また，グローバル・ガヴァナンスのありようが問われていると言える。

1) D. Easton, *The Political System : An Inquiry into the State of Political Science*, 1963（山川雄巳＜訳＞『政治体系：政治学の状態への探究』ぺりかん社，1976年，111頁）; id., “The Political System Besieged by the State,” *Political Theory* 9 (3), Aug. 1981 : 303.

2) Kenneth H. F. Dyson, *The State Tradition in Western Europe : A Study of an Idea and Institution*, Martin Robertson, 1980 : 206. 次は「現実主義派（リアリスト）」と「自由主義派（リベラル）」との「国家」概念を区別し，前者は「国際システム」の視点から，「国家」とは，「能力（ケイパビリティ）」の差異はあるにせよ，ひとつの統一的アクターであるとするとともに，その内実を“ブラック・ボックス”に留めおいているのにたいし，後者は国内的諸矛盾の「調停」機能の主体である，と，また，「批判学派（critical views)」（ネオないしポスト・マルクス主義派，フェミニスト）は「国家」の社会・経済的構造を重視している，と位置づけている。Andrew Heywood, *Global Politics*, Palgrave Macmillan, 2011 : 115.

3) Robert A. Dahl, *Modern Political Analysis*, fifth edition, 1991（高畠通敏＜訳＞『現代政治分析』岩波書店，1999年，４，14頁）.

4) R. A. ダール，前掲訳書，11頁。『現代政治学小辞典＜新版＞』（阿部・内田・高柳〔編〕，有斐閣，1999年）は「政治システム，political system，政治体系」を「社会およびその環境的諸条件の公的制御にかかわる人間諸活動の複合的組織体」であるとする。イーストンの「政治体系」の動態反応モデルは，政治システムへの「入力」（要求と支持），システム内変換，「出力」，フィードバック・ループにおいて社会的価値が「権威的」に配分され続ける過程であるとする。D. Easton, *A Framework for Political Analysis*（岡村忠夫＜訳＞『政治分析の基礎』みすず書房，1968年）.

5) フリードリッヒ（Carl J. Friedrich, 1901-84）は「国民（ネーション）」を規定して，「国連によって提

示されているように，国際秩序の枠内において“自立性”を有する統一的集団であり，国連は，政府がこうした集団を実効的に統治するとともに，その支持を得ることで世界秩序の構成単位となり得る権限を授権する」としている。Carl J. Friedrich, “Nation-building ?,” in K. W. Deutsch and W. J. Foltz, eds., *Nation-building*, Atherton Press, 1966 : 27-32.　次に引用。John Coakley, *Nationalism, Ethnicity and the State*, SAGE, 2012 : 6.

6）「国家」概念の二重性については，中谷義和「国家権力への視座」（『立命館法学』2012年３号）を参照のこと。

7）　マッキーバー（Robert M. MacIver, 1882-1970）は政治社会学の視点から「社会」が“コミュニティ（基盤社会)”と“アソシエーション（機能社会)”からなるとし,「国家」は後者の一類型であり,「政府」をその担い手であるとしている。この「国家」観は集団主義的政治アプローチに発しているが,「国家」とは目的型のアソシエーションというより「基盤社会」と「機能社会」との複合的総体の抽象であると言える。MacIver, *The Modern State*, 1926.

8）　Anthony Giddens, *The Nation-State and Violence*, Stanford University Press, 1985 : 116（松尾・小幡＜訳＞『国民国家と暴力』而立書房).

9）　コヘーンは，多国間協力と国家間交渉型システムが展開するなかで「主権は領域的に規定された障壁というより，超国民的な複合的ネットワークを特徴とする政治の交渉材料となっている」と指摘している。R. O. Keohane, “Hobbes’ dilemma and institutional change in world politics : sovereignty in international society,” in H. -H. Holm and G. Sørensen eds., *Whose World Order ? Uneven Globalization and the End of the Cold War*, Westview Press, 1995 : 165-86. 次に引用。Robert J. Holton, *Globalization and the Nation State*, (2nd edition), Palgrave Macmillan, 2011 : 109.

10）　Niklas Luhmann, *Essay on Self-Reference*, Columbia University Press, 1990 : 169（土方・大澤＜訳＞『自己言及性について』国文社，1996年).

⑵　「国家」理念の多義性

イェリネク（Georg Jellinek, 1851-1911）は，後のシュミット（Carl Schmitt, 1888-1985）の政治の概念を想起させるかのように,「“政治的”とは“国家的”を意味する。すなわち，政治的なものの概念において人はすでに国家の概念を考えている」と述べている[11)]。政治とは価値の賦与と剥奪を媒介とした支配－被支配の関係と過程に関わる概念であるとすると，政治現象を全て「国家」に包括し得るわけではないにせよ，政治が「国家」において，また,「国家」をもって現出するし，政治過程が「国

家」を媒介としていることも確かなことである。この点で，M.マン（Michael Mann, 1942―　）はウェーバー（ヴェーバー，Max Weber, 1864-1920）の規定を整理して，「国家」とは「(1) 諸制度と要員の分化した組み合わせであって，これが (2) 政治的諸関係を中心から放射するという意味で中枢性を有し，(3) その対象は領域的に区分された圏域であって，(4) この圏域に対して物理的強制力を独占することで，権威的な拘束的決定を独占的に行使する」としている[12)]。この理解からすると，ウェーバーは「国家」を規定して，一定の“領域”において，物理的強制力の行使を正統的に独占している固有の諸制度と要員の複合体とし，権力掌握集団が物理的強制力を独占することで集権的権力を権威的に行使していると見なしていることに，端的には，所与の領域における統治機構の人的・機構的・機能的視点から「国家」を規定していることになる。これは，「国家」とは区画化された「社会空間」を統治する“権力”の機構と人的要員であるとし，機構の組成と機能には要員を不可欠とするという認識において，機構と要員の一体的組織として「国家」の概念を設定していることを意味する。

確かに，ウェーバーは，「継続的行政機能を備えた強制的政治組織（*politischer Anstaltsbetrieb*）が国家と呼ばれるべきであるが，これは，その統治スタッフが自らの命令の執行について物理的強制力の正統的行使の独占を（成功裡に）主張し得るという条件においてのことであり，その限りにおいてのことである」と述べている[13)]。また，ウェーバーとほぼ同時代人にあたるイェーリング（Rudol von Jhering, 1818-92）は，「国家」を規定して「社会的強制力の唯一の権限主体であり，その唯一の所有者である――強制権は国家の絶対的独占権である」としている[14)]。この指摘からすると，「強制的政治組織」を「国家」であるとし，その固有の政治的機能を統治組織による「物理的強制力の正統的行使」に求めていることになる。だが，ウェーバーは「国家とは，或る特定の地域――この「地域」ということが特徴なのですが――の内部で，正当な物的暴力性の独占を要求する（そして，それが成功した）人間共同体（*menschliche Gemeinschaft*）

である」とも指摘している[15]。

ウェーバーは「特定の地域」（「領域，*Gebiet*」）という限定を付したうえで，「国家」を「強制的政治組織」であると，また，物理的強制力を正統的に行使している「人間共同体」であるとしているが，この規定の限りでは，両者の関係や「人間共同体」の内実が明示されているわけではない。だが，ハイデルベルクの“ウェーバー・サークル”の一員でもあったイェリネクは「社会概念」としての「国家」を「始原的支配力をもって装備した定住的人々の団体型結合体である（*die mit ursprünglicher Herrschermacht ausgerüstete Verbandseinheit seßhafter Menschen*）」と規定している[16]。ウェーバーが同様の理解に立っていたとすると[17]，「社会活動の最も重要な構成要素」であるとする「支配（domination，*Herrschaft*）」の概念と政治機能とを結びつけ，所与の「地域」における「国家住民（*Staatsvolk*）」と“物理的強制力”を行使する「統治スタッフ」との複合的構成において「国家」の概念を設定するとともに，「国家」概念の“脱人格化”と操作化の意図において「国家」の具体化を期したと理解し得ることになる[18]。というのも，彼の「理念型（*Idealtypus*）」にもうかがい得るように，経験的事象の鍵的特徴を理念化することで概念を構築しようとする方法に立っているからである。では，なぜ「国家」が物理的強制力の正統的独占の機構として現われるかという問題が浮上せざるを得ない。これは，「国家」を抽象し，この抽象に物理的強制力を理念的に帰属させるとともに，その行使主体が「国家」の権力機関として具象するからである。これは，関係論的「存在」が物象化することに鑑みると，「国家」が“形而上学的効果”を帯び得ることを意味する。

物理的強制力を欠いても社会－経済関係は成立し得るという視点からすると，それが「国家」の不可欠の構成要件であるとは，少なくとも原理的には言えないにせよ，“政府”が「国家」において治安と軍事の機構を背景とし，立法をもって金融と財政や福祉と労働などに関わる政策機能を果たしているということ，これが現実である。また，ウェーバーは他の社会

組織と区別して,「国家」の特徴を物理的強制力の正統的行使に求めるとともに,「近代国家」が合理的－法制的権力機構に依拠しているとする。この認識が「正統的支配」の一類型である「合法的支配」とその“純粋形態”である「官僚制支配」と結びついている（「官僚制国家」）[19]。さらには，ドイツが列強間の政治に参入すべきとする認識は「権力政治」の概念（“力は正義なり”）と一体化する[20]。

ウェーバーの「国家規定」はドイツ「国法学（*Staatsrechtslehre*）」の伝統を留めているのみならず，19世紀末から第一次世界大戦期に至る台頭期のドイツ資本主義の知的・政治的課題を色濃く反映している。この点で，ボットモア（Bottomore）は，ウェーバーの「近代国家論が帝国主義時代の資本主義的国民国家の理論」であるとし，この点は「この国家形態の社会的・歴史的特徴の分析という点にとどまらず，ブルジョア支配を，また，列強間闘争にドイツが参加するための最も実効的展開を政治社会学の中心課題として定式化している点にも認め得ることである」と指摘している[21]。ウェーバーが「国民国家」を“文化的共同体”であると，また，「国民の世俗的な権力組織」であると認識し[22]，ドイツの存続を国民的課題として提示するのも帝国主義時代の認識を背景としている。この限りでは，彼の「権力政治」観は「帝国型使命ナショナリズム（imperial missionary nationalism）」のドイツ版であったと言えよう。

「国家」がひとつの「強制的政治組織」として現われるのは,「継続的行政機能」によって社会－経済的諸関係が管理されることによる。これは，君主政国家において住民と土地が“家産”視されたことに認め得ることである。また，資本主義国家においては直接生産者の生産手段からの分離が深まり，私的所有関係が相対的に安定するなかで統治機構が社会－経済諸関係から自立し,「国家装置」が固有の自律的機能を帯びたことによる。この脈絡において，権力機構と経済－社会関係とが機能的に分化し,「国家」の権力機構が後者の組織と機能を規範化するとともに，その秩序を維持するという政治機能を果たすことになる。こうした分化において,「国

家」は「物理的強制力」の正統的独占の機構として現われるとともに，経済活動も「相対的自律性」を帯びる。これは，絶対的というより相対的機能「分化」をもって政治と社会とが区分されつつ，一体として，ひとつの「社会構成体」が形成され，維持されていることを意味する。とりわけ，普選という代表機能の制度化を媒介として多様な民意を徴集することで，政府は「国民意志」の表現であると見なされ，“国家”において正統性を保持し得ることにもなる。

統治集団と統治機関は所与の時間と空間において，制度を媒介とすることで社会諸関係を「国家」において編制する。「国家」としての存在は歴史的固別性を反映して，その構成と形態の点で，また，「政府形態」の点で多様性を帯びつつも[23]，ひとつの政治体制に編成される。その編成原理が社会に浸透し，間主観的な「文化的ヘゲモニー」として日常化することで，一定の規模で集塊した社会システムが成立する。これは，いわば，社会経済諸関係の政治的“囲い込み”であって，この「領域」型空間において「市民社会プラス政治社会」が「国家」として組織される。この組織的「存在」は自然的物体や有機体との対比において，ひとつの「政体（body politic）」にメタファー化される。「国家」という抽象が権力空間の具体的基体と化し得るのは，こうした脈絡に発し，「国家」は「社会構成体」と相同視され，国家装置において「公的権力」として具象する。

以上からすると，「国家」とは，一定の「領域」における社会諸関係を表象する関係論的概念にほかならないことになる。社会諸関係が「国家」において組織され，実体化し得るためには，社会諸関係から分化し，これを統治する自律的な政治的“装置”（「政治権力機構」）が必要とされる。政府が「国家の名において」自らを語るのは，また，「国家権力」が政府の諸機関に帰属しその指導的地位にいる人々によって多様に行使されるのは[24]，「国家」の現実的・具体的形態が「統治機構」として現われるからである。これは，「国家」が「自然人」と相同視され「仮想的人格（フィクシャス・パーソン）」化されることで権力掌握集団が「国家」を代表しているという姿態を帯び得る

ことを意味する。だから,「国家」の経験的分析が「統治機構」や「国家体系」の組織と作用の実態分析と結びつかざるを得ないのである。

＜古典的「国家」観＞　個別の“現代”における言葉を過去に投影し，その語義を確定するわけにはいかない場合が多い。それは，同一の言葉や訳語であっても，時空間を異にすると別の含意を帯びているからである。また,「万物は流転する」だけに造語が困難な場合には類語を充てることで新しい事態を説明しようとされるだけでなく，個別の時代において同一の言葉をもって別の事態や着想が表現されるからである。この意味で言葉は“歴史性”を帯びていて「語義変化」をきたさざるを得ない。この点が最も妥当する言葉のひとつが「国家」である。

西欧の政治理念史の脈絡からすると,「国家（state)」という言葉が「政体（body politic)」という意味で使われるようになったのは，15世紀から16世紀にかけての絶対王政期のことである。これは，新しい政治形態を規定する必要からラテン語の「スタトゥス（*status*)」に依拠しつつ,「国家」にあたる政治用語（*Lo stato, lÉtat, der Staat, el estato*）が求められたことによる[25]。それだけに，一義的ではなく，身分，地位，政体などを含意していたし，ルネサンス期のイタリアにおいては，自治型共和主義の政治理念と結びついて自律的コミュニティのことであるとされた。共和主義的であると絶対主義的であるとを問わず,「国家（*stato*）に“政体”の意味を含ましめた嚆矢がマキャヴェリ（マキャヴェッリ）の『君主論（*Il Principe*)』(1532年）であり,「スタト（*stato*)」という言葉には広く政治に関わる諸概念が含まれていたが，君主（主権者）の地位やその政治レジームと不可分の関係において理解されていた。この言葉には，都市や諸侯を巻き込んで争われた戦争（1494-59年）のなかでイタリアの統一を志向する意欲が込められていただけに，為政者には“狡知”と“武力”という「統治術（スティトクラフト）」の必要が強調されることになった（いわゆる“マキャベリズム”,「権謀術数」)[26]。だが，16世紀初期の大陸ヨーロッパにおける「国家」の概念においては，君主の地位と支配的レジームや統治機構とが明確

に区分されていたわけではなく，一体的に理解されていて，所与の領域における統治の機構と要員を意味していた[27]。また，近代国家の形成が統治権力による領域化の過程であっただけに，「国家」の観念は自立化し，その存続が自己目的化するとともに，「権力」がその手段であると理解されることにもなった。これは，「国家」が人格的に擬制化され，「有機体」視されることで「国家理性」（存在理由）が“国益”と等視されたことによる[28]。

「国家の理性（reason of state, *reason d'Etat*）」という言葉はF. グィッチャルディーニ（Francesco Guicciardini, 1483-1540）の『フィレンツェ政体との対話（*Dialogo del reggimento di Firenze*）』（1441年）に発し，16世紀から17世紀にかけてのイタリアにおける「政治の革命」のなかで政治と同義と理解されるようになった[29]。この脈絡において，政治における“理性”の概念が「国家」の「存在理由」と一体化し，その維持“手段”が自己目的化することで権力と「国家」とが一体視されることになった。こうした「権力国家（*Machtstaat*）」の理念は国家統一が遅れたドイツで根強く残存し，19世紀の「現実政治（*Realpolik*）」観に継承され，20世紀に至って，とりわけ，第二次世界大戦後においては国際政治を国家間の「権力闘争」と見なす政治的「現実主義（リアリズム）」に，また，その派生としての「勢力均衡論」に連なる。

ボダン（Jean Bodin, 1530-1596）の『国家論（*Les six livres de la Republique*）』（1576年）は，モナルコマキとの対抗とフランスにおける君主政の再興を目的として，「法学的国家主権」論をもって「国家」の絶対的支配権の原理を設定している。だが，ホッブズに至って，王権を“神慮”とする「王権神授説」からのコペルニクス的転換をみている。これは『リヴァイアサン（*Leviathan*）』（1651年）の口絵が象徴していることであって，「平和」への理性的判断と方法論的個人主義をもって，王権を「人工的政治人格」に擬していることにうかがい得ることである。

『リヴァイアサン』は冒頭において，「技術によって，コモンウェルスあ

るいは国家(ステート)（ラテン語のキウィタス CIVITAS）とよばれるあの偉大なリヴァイアサン LEVIATHAN が創造される」と，また続けて，「主権 Sovereignty は，全体に生命と運動をあたえるのだから，人工の魂であって，為政者たち Magistrates やその他の司法や行政の役人たちは，人工の関節である」述べている[30)]。この引用にも認め得るように，ホッブズはコモンウェルスを「国家」と見なし，この“海獣（リヴァイアサン)”は社会技術によって創造された「人工的人間(アーティフィシャル・マン)」であるとし，王権をもって「国家」を人格的に擬制化するとともに，「主権」概念をもって，「国王」を「国家」の“機関”とすることで，ひとつの「政治的共同体」（“コモンウェルス”）像を導いている。

政治理念史におけるホッブズの意義は，演繹的推論と機械論的社会観を基礎に「社会」における「個人」を析出し，私的欲望に満ちた諸個人の分子的構成に還元するとともに，相互の対立の克服を契約型「合意」に求めることでコモンウェルス型「国家」像をもって近代の統一的「国家」の原像を設定したことに求めることができる。この「政治社会」像においては「社会契約」を嚮導概念とすることで「王権」（「主権者」）の絶対性が導かれ（「委任型統治」論），この権力によって個人的利害に発するアナキー性（「自然状態」）が克服されるとする[31)]。この脈絡において，所与の権力は各人の自発的意思の所産であると，また，「主権」は“リヴァイアサン”の精神的要諦と見なされることで，その絶対性と排他性が導かれている。この「政体」像においては所与の住民は一体として「リヴァイアサン」に包摂され，この“海獣”によって「安全」（「共通善」）が保障されるわけであるから，その権力は「権威」性を帯び，治安の維持機能において自立化し，社会の上に聳え立つ「公的権力」として現われる。この「コモンウェルス」型政治像において「社会空間」と「政治空間」とは「政治的共同体」において統一され，アナキーの克服の必要をもって「支配」は「権利」に，服従は「義務」に転化している[32)]。こうした政治社会の構成原理において，主権者は各人の政治力を「国家」において抽出することで，自

らが社会を政治的に体現し得ることになる。だが,「国家」の“存在理由”がアナキーの克服と秩序の維持に留めおかれているだけに，主権者（王権）の政治的機能は脱人格することで「人工的人格（artificial personality）」性を帯び[33]，統治の機構は「公的権力」機関として社会の機関に転化している。これは国王の非人格的「政治的身体」化を意味する。この「国家」構成論からすると，統治機構を欠いては社会は存在し得ず，両者は不可分の関係にあるとされているわけであるから，王権は主権者として住民の忠誠を求め得ることになる。あるいは，統治機構の意志に反抗することは「国家」への“反逆”であるという論理を宿していることになる（「国家主権」論)。ひとつの政治的「擬制」であるにせよ，近代「国家」像の原理的基点が『リヴァイアサン』に求められるのは，こうした脈絡に発している[34]。これは，社会が自律性を欠き，主権的権力による「秩序」の創出と維持を不可避としているという前提に立っているからであり，この脈絡において，社会は「国家」に包摂され,「国家」が「公益」の体現者として現われる。だから，このレジーム像は絶対主義的権力の正統化論であると，あるいは,「国家専政」論であると理解されてきたのである。換言すれば，この「国家」像は「平和」の模索に発しつつも,「アナキー」と不可分の関係において「秩序」の原理が模索されているだけに“安全”と“強制”の併存という“逆説”ないし二面性を内包した矛盾のなかの統一像として提示されていることになる。

だが，ロックに至って，いわゆる「自由主義国家」観のプロトタイプ像が提示されている。というのも，ホッブズ「国家」像の「領域」型統治論を前提としつつも，政治権力の範囲と規模の点で「市民的（シヴィック）」原理が設定されることになったからである。『統治二論（*Two Treaties of Government*)』（1690年）はホッブズと「自然状態」の認識を異にし，社会が一定の自律性をもっているという前提に立っている。ここから,「コモンウェルス（commonwealth)」を「独立の共同体」であるとするとともに[35],「政府」を限定的権力の保有主体に留めおくとともに（「信託型統治」論)[36],

その濫用を防ぐために住民の監視下に置き，権力の恣意的行使を掣肘すべきであるという理論を提示している（政治権力の“ガリバー化”論）。これは，社会には一定の自律性が存在するという認識から，「政府」を消極的に位置づけたという点では政治的「自由主義」の古典的概念を提示していることになる[37]。この政治理念からすると，統治機構（政府）は市民のコントロールに服し，市民の“富”と“福祉”を保守すべき客体と見なされ，「プロパティ」の保全に固有の課題が求められているわけであるから，その政策は一定の枠内に留めおかれることになる。だが，やがて，資本主義の構造的変化は「社会」の不安定化を呼び，「自由」の保守において「国家」の再生産過程への介入の必要に迫られることになり，そのなかで「自由」概念の組み替えも求められるが，ホッブズとロックの「国家」像は「国家権力」の組成の原理的認識を異にしつつも，いずれもコモンウェルス型領域国家を前提としていたことになる[38]。

『リヴァイサン』と『統治二論』とはイギリスの“内乱”期と「名誉革命」という時代状況を反映している。というのも，「ウェストファリア条約」（1648年）以降の西欧政治は大きな変動期にあったからである。「ウェストファリア条約」はプロテスタントとキャソリックとの，また，両者と教皇との宗教和議にあたる。この体制において，主権とは「最終的・絶対的権威」であると考えられ[39]，君主が領土と臣民を一体的に領有する「主権者」であるという「家産国家」観において（“L'état, c'est moi”），ヨーロッパ大陸における秩序原理が設定された。この体制は相互に排他的な主権概念をもって域内平和を志向する暫定的取り決めに過ぎず，「国家」（王朝）間のアナキー状態のなかで王位継承戦争が繰り返されることになった。だから，カント（Immanuel Kant, 1724-1804）はこの体制に不断の脅威を看取し，世界的規模の積極的平和論を提示することになったのである。彼の理念がコスモポリタニズムの源流に位置すると見なされるのは，こうした課題の認識に発している[40]。

以上からすると，「国家」という言葉には「コモンウェルス」（ないし，

「キウィタス」）とその統治機構の総体という意味で「政体」の概念が含意されていたことになる。これは17世紀の絶対王政期の大陸の国璽尚書において，「国家」という言葉が「領邦」の概念で使用されていたことにもうかがい得ることである。また，ローマ法においては「公／私」の区別において「国家」という言葉で「公法領域（*staatsrecht, jus publicum*）」が総称されるとともに，官房学が「公務」の管理と運営の“知”の体系として「統治術」化している。こうした大陸の公権力型国家観とは理念を異にし，イギリスのリベラル国家観が“コモンウェルス”型の「政治社会」観に立ち得たのは，国王を「尊厳的部分」とすることで政治の「実効的部分」から切り離すとともに[41)]，「コモンロー」の伝統に依拠することで「ウェストミンスター・モデル」を採用し得たことによる。他方，アメリカにおいては「国家」の概念は「邦（州）」に引照されるとともに，“連邦”の理念において「中央（連邦）政府」は州（邦）間の政治的契約の所産であるという理解を，少なくとも，南北戦争まで引きずり続け，アメリカという「国家」には“コモンウェルス”や「共和国（republic）」という言葉があてられてもいる[42)]。アメリカという「国家」の理論的検討を迫られることになったのは，19世紀末からのアメリカ社会の構造的変貌を背景として「国民」統合の原理と政治の実態分析の必要に迫られたことによる。

＜自由主義的ナショナリズム＞　ほぼ市民革命期に至って「主権者」の「国民」への転換が起こっている。これは1789年の「フランス人権宣言」や「フランス憲法」（1791年）の「国民主権」論にうかがい得ることである。主権の帰属位置の理念的転換は，「国家」において包括されていた住民（「臣民」）を「国民（ネーション）」に変え，「国家」は国民主権の“貯蔵庫”となり，「住民」は「国民」として社会経済的諸関係の統一性の人格的基体と化している。また，「立憲主義（constitutionalism）」と「法治国家（*Rechtstaat*）」観において，法の規範性をもって為政者は制定法によって制約されるという「リベラリズム」が思潮化している。

「市民（ブルジョア）革命」は近代の資本主義型「国民国家」形成の転機

に位置している。というのも，封建社会は社会経済的存在を法的・制度的に固定化した身分制社会であったが，「市民革命」はこの体制を打破し，社会をプロパティの所有者として「個人化」するとともに，各人の孤立的存在を“人民”として政治化することで一体としての「国民」に抽象し，この抽象的存在に主権を帰属させることで，政治の客体の「主体」化の原理を導出しているからである。これは「自由主義」の原点とも言うべき「個人」の「群集」化を政治的に「国家」に包摂することで「住民の国民化」と「国家の国民化」の理念が設定されたことを，換言すれば，産業化による伝統的紐帯の解体のなかで浮上しかねない社会的アノミーを，ナショナリズムをもって歯止めをかけ「国家」につなぎ止め得たことを意味する。この脈絡において国家は「政治的共同体」に擬制化されるとともに，法規範の理念的主体が「国家」に求められることで法の創造主体は「国家」に排他的に帰属し，その保守において「物理的強制力」が正統的に行使され得ることにもなった[43)]。

「国家」において社会諸関係は有界化し，「公的」権力機構がこの諸関係を一定の「秩序」に編制することで「国家存在」は実体化し得る。「ブルジョア（市民）革命」は「国家」の基本的構成要素を廃棄したわけではなく，広域化した社会諸関係を「国家」に包摂するとともに，「主権」を「国民」に帰属させることで権力関係に形式的「等価性」を与え得る前提条件を設定した。近代の「国民国家」が「容器」の様相を帯び得たのは，こうした脈絡に発している。これは個別の社会的存在を「国民」という総体に包摂し，形式的には，この「抽象」に最高権力を帰属させたことになる。また，「国家存在」とは領域に包括された関係論的総体であって自らを語り得ない。それだけに，「国家存在」相互の関係においては，「国民主権」は「国家主権（state sovereignty, *Staatshoheit*）」として現われる[44)]。

資本主義国家は「自由主義国家」でもある[45)]。この「国家」像は直接生産者の生産手段と生産過程のコントロールからの分離に発し，「国家」と「社会」が個別的にも相関的にも相対的に自律することに発している。こ

の脈絡において，経済主体は法的に「同等視」され，個人の「自助と自恃」に，いわば，内発的自己努力に社会の展開モデルが設定される。「プラグマティックな国家」観は「道具」主義的視点から「国家」に“抑圧的”契機と社会への“寄生性”を看取することで「社会」の余地の最大化を期そうとする「最小限国家（minimal state)」観と，いわば市場監視型の「パノプティコン型国家」観と結びつくが[46)]，こうした「自由主義国家」観が日常的実践において土壌化し得る代表的地域がアメリカ合衆国であって，「社会」の観念において，この「国家」の理念が設定されたと言える。

T. ジェファソンの言葉を引けば，アメリカは「自由の帝国」として成立している。これは，この国家が封建的遺制と国家中心主義の羈絆から離脱し，「自由の祝福の続くことを確保する目的」（合衆国憲法「前文」）から，基本的には移民によって「理念の共和国」として創造されたことを指している。この「政体」観において「自治」の範囲は権力との距離に比例すると理解されることで，権力の濫用と専制の歯止めとして政治機構の機能的分化の機制が敷かれるとともに（立憲主義），社会編成の多元的構成をもってアメリカの政体原理が理念化されることになった。こうした反国家主義的リベラリズムを政体（「憲政」）の基本理念とすることでアメリカの伝統的政治文化が形成されることになったが，その後の歴史において連邦政府の役割は社会構造の変貌と世界政治に占める地位の変化と結びついて機構的に肥大化し，機能的にも多岐化せざるを得なかったし，その必要にも迫られた。この歴史において，連邦政府の権限の強化と伝統的リベラリズム観とは不断の緊張関係を辿ることになるが，20世紀初期の「革新主義」期に至ってナショナリズムを理念的紐帯とする政策的対応に「新しい自由」観が措定され，「改革的リベラリズム」が緒についている。

社会的存在にとって近隣関係が商業主義的結合関係にのみ依拠しているわけではないにせよ，アメリカ社会は資本主義的交換関係を社会の基本的結合原理とし得る条件にあった。また，「移民国家」であるがゆえに，自

己存在の固有性を入植の「選民」観と「建国」の理念に回帰的に模索することで自らを同定するという論理と心理を強くする。この心理が“膨張の宿命”論と結びついてメシア的使命感を帯びると，空間的限定性の観念は希薄化する。また，歴史的展開が相対化されることなく「普遍主義」化すると脱空間性を帯び，“膨張主義”の正統化論となって顕在化する[47]。

このように瞥見しただけでも，「国家」の概念が歴史の脈絡において極めて多形的であり，それだけに多義性を帯びざるを得なかったことになるが，有界化した住民とこれを統治する政治機構の総体という表象が模索されていたという点では共通性を認めることができる。これは，例えば，古代ギリシアの「都市国家」においては政治的共同体が“ポリス”という言葉で表現されていたことに，また，絶対王政期においては君主の家産型体制に政治社会像が措定されていたことにうかがい得ることである。そして，資本主義国家は所有諸関係を捨象して住民を市民とすることで「国家」に包摂し，「国家存在」に「政治的共同体」という形象を与えている。こうみると，近代国家は，社会－経済と政治のレベルにおける権力の複合的機能をもって住民を所与の「領域」に区分し，この社会空間を経済的・経済外的強制と統治の技術的・イデオロギー的機能をもって凝集してきたことになる。その存在形態は時空間を異に多様であったし，現に多様でもあるが，これは「国家」において組成される社会－経済的諸要素の接合形態や政治的・経済的社会諸勢力の配置状況の違いに負っている。というのも，「国家存在」は空間的区分において成立し，その存在は経済的・社会文化的・イデオロギー的諸レベルの複合的接合において一定の組織的統一性を帯び得るわけであるから，その接合様式の違いが「存在」様式の差異と結びつくからである。「国家」の概念が歴史的脈絡のなかで多様な意味変化を経つつも，「基底概念」として存続し得たのは，こうした政治と経済の機能の「相互組成性（co-constitutionality）」において「国家存在」が組織され，これを抽象する概念が必要とされたことに，また，概念的有効性を帯び得たことにもよる[48]。これは，「存在」が諸関係の有意的接合に

おいて実体化せざるを得ず，「領域」型社会－経済関係の接合は政治権力の媒介機能を必要としているからである。

＜介入主義的国家体制＞　「近代世界システム（modern world system）」論からすると，「資本主義世界経済」は15世紀のヨーロッパで緒についたことになる。また，資本主義経済は，少なくとも，イギリスにおいては封建社会の領主－農民関係の商品生産関係への転換に発している。この歴史的変転によって，商品経済を基軸的駆動メカニズムとする分業と協業の体制が社会的規模で漸次的に構築されるとともに，軍事・行政機能は集権化の方向を強くしている。また，プロパティ所有者間の合意型「契約」を「法」の基本原理とすることで，資本主義的「社会構成体」の維持原理が設定されている。この過程と力学のなかで社会空間を政治的に区画するとともに，社会－経済関係を「国家」において包括することで「国民国家」体系が重層的に編成されている。

資本主義化は封建農民を身分制の桎梏から“解放”し，労働者を創出するとともに，機械性大工業を生産の基本的様式とすることで労働過程を実質的に包摂している。これは住民を統治する技術の深化とも結びついている。例えば，「統計学（statistics, *Statistik*）」が原初的には「国家の統治術」を含意していたように，領域型“国民”化のなかで住民を「人口（population）」として掌握する必要から「統計学」や「政治算術」が「国家の科学」となり，兵力の徴発と租税の徴収や浮浪民の掌握の必要から住民を台帳化し，地政学の必要から地形を図示化したことにうかがい得ることである。「権力」と「知」との結合という指摘は，こうした統治の「科学」化の歴史の認識に負っている。また，「法律」をもって資本主義的経済社会活動をシステム化することで行動の規則化を期している。これは行動を構造化することで予見可能性と計測可能性を強化しようとする政策的志向に発している。さらには，経済・社会政策をもって資本主義経済の「社会化」が進められるとともに，所与の社会経済諸関係と諸活動を「国家」に包摂し得るイデオロギー装置が不断に整えられることにもなった。

こうした歴史的過程において，主観的意識も「国家」中心主義に傾くことで社会－経済関係は国民的規模で再生産され，構造化することになった。この歴史過程に鑑みると，「国民国家」の形成は，次節でみるように，政治権力による社会－経済関係の空間的・イデオロギー的包摂過程を媒介としていたことになる。

「市民権（シチズンシップ）」は自由権的基本権に「政治的参加権」と「社会的権利」が累積化するという過程を辿っている[49)]。国家の「福祉国家」化と呼ばれる状況が起こったのは，英米史に即してみると，19世紀末から都市化と工業化が進み，社会－経済関係が構造的に変化するなかで産業資本循環や労働力の再生産過程の諸矛盾が噴出するとともに，インフラの整備も求められたことを背景としている。こうした状況への政治的対応の必要から「経済の政治化」が顕在化している。また，資本主義的自由経済の原理は政治の「民衆化」の要求と結びついて政治参加の制度化を呼ばざるを得なかっただけに，男性中心型普選を導入することで「政治の民衆化」も起こっている。いわゆる「介入主義国家」と，あるいは「国家介入主義」と呼ばれる状況は，こうした「国家」の構造的変容を指している[50)]。この状況においては，また，「国家」と「自由」との再検討が求められることにもなった。これは，アメリカにおいては「ナショナリスト革新主義派（nationalist progressives)」(H. クローリー，W. ワイル，W. リップマン）をめぐる，また，イギリスにおいては「社会主義的多元主義派（socialist pluralists)」(G. D. H. コール，H. ラスキなど）をめぐる理論的対抗として浮上している[51)]。

経済的「自由主義（リベラリズム）」は資本主義社会の基軸的構成原理ではあるが，恐慌や失業と貧困と結びつくことで社会的不安定や体制の動揺を呼ばざるを得ないし，呼ぶことにもなっただけに，国家的規模の「社会政策」と「経済政策」による対応を不可避とせざるを得ない[52)]。これは，経済的「自由」の行使が“不自由”に転化し，ひいては，失業という労働力の再生産の不安定化や企業倒産を呼び，資本主義的生産の基礎条件を解体しかねないこ

とを意味する。それだけに，対応策とその理念も求められる。この点は「治安国家（*Polizeistaat*）」の概念に読み取ることができる。というのも，「治安」の観念には「福祉（welfare, *Wohfahrt*）」の理念も含まれていて，国家による「自由」の保障は「社会政策」の展開と結びつき得たからである[53)]。「福祉国家」や「社会資本」の概念は消極的「国家」観から積極的「国家」観への転換と結びつくことで「介入主義国家」への道を開いている。これは「自由主義」の改革主義的鋳直しを，いわば，「介入主義的自由主義」という自由主義の自己変容を意味する。この脈絡において「古典的自由」観に「20世紀的自由」観が重層することになった。

「自由主義」は個人主義を基本的原理としているが，個人は社会的存在でもあるだけに，「自由」は社会関係において成立する。「自由主義」が個人と社会や国家との緊張関係において多様な展開をみつつも，経済的自由主義は資本主義の基軸的構成原理であり，利潤志向型行動様式を組織の作動原理としている。だが，この経済諸関係は経済権力のみによって維持され得るわけではなく，「国家」の権力を媒介とせざるを得ない。この視点からすると，資本主義経済が経済的機制のみで作動するとし，それ以外の規制を障害と見なすことは，いわば“幻想”であり「経済主義」に過ぎないことになる。これは，「自由主義」の言説が社会経済的・文化的違いや歴史的局面に規定されて多様な様相を帯びざるを得なかったことにも明らかである。この点ではアメリカも例外ではなく，個人主義のエトスと社会的多元性とが輻輳することで固有の特徴を帯び，自由主義の理念は「利益集団自由主義」と「改革的自由主義」との複合的接合体制において保持されることになったと言える[54)]。

社会－経済諸関係は自己充足的構造にはなく，政治の制度と機能によって補完される必要にあり，両者は共振動のなかにある[55)]。これは，社会諸関係の組成は時空間を異にすると構成諸要素の接合形態も異なり，経路依存性や政策的「企図」に制約されざるを得ないことを意味する。この脈絡において，社会－経済諸関係の抽象概念である「国家」の概念も多義性

を帯びざるを得ない。というのも，「国家」とは所与の「領域」における社会－経済関係の複合的総体を抽象する概念であって，この関係論的総体は「国家権力」によって組織されることで実体化しているからである。また，「ネーション」は，こうした社会－経済・文化関係の人的構成要素であり，「関係」の集団的表現である。この集団は政治機能をもって「国家」において「国民存在（nationhood）」として実在している。自己完結的とは言えないにせよ，「国民国家」が「領域型権力容器（bordered power container）」に擬せられるのは[56]，こうした脈絡に負い，国際システムの基本的構成単位であると見なされている[57]。「国民国家」の形成史は個別に検討される必要があるが，「ネーション」と「国家」との原理的関係の検討を求められるのは，「関係」とは人格間や集団間において形成されることであるし，また，「国家存在」が政党と圧力団体や統治機構の人的要員を媒介とし，「国家」において「社会構成体」に組成されているからである。「国家存在」とは領域型諸関係の結合体であるが，この「存在」は住民を人的構成要素としている。また，「国民（ネーション）」とは近代の「国家存在」における住民の法的・政治的表現であり，「国民国家」とは，こうした「住民（国民）」と「国家」とを包括した概念である。端的には，「近代国家」に包括された領域型住民のことである。すると，「ネーション」の内実の，また，「国家」との関係の検討が求められることになる。

11) Georg Jellinek, *Allgemeine Staatslehre*, dritte auflage, Julius Springer Verlag, 1922: 180（芦部信喜ほか＜訳＞『一般国家学』学陽書房，1974年，144頁）; Carl Schmitt, *The Concept of the Political*, 1932, trans. G. Schwab, Chicago University Press, 1996: 19.

12) Michael Mann, “The Autonomous Power of the State: Its Origins, Mechanisms and Results,” *European Journal of Sociology* 25, 1984: 185-213. マンの「社会的権力の４つの源泉」（イデオロギー的・経済的・軍事的・政治的）の批判的検討については次を参照のこと。Daniel Chernilo, *A Social Theory of the Nation-State: The political form of modernity beyond methodological nationalism*, Routledge, 2007: 115-21.

13) Weber, *Economy and Society*, Free Press, vol. I, 1968: 53-4; Duncan Kelly, *The State of the Political: Conceptions of Politics and the State in the Thought of Max Weber, Carl Schmitt and Franz Neumann*, Oxford University Press, 2003: 76. また，「アンシュタル

ト」概念については次を参照のこと。牧野雅彦『国家学の再建：イェリネクとウェーバー』名古屋大学出版会，2008年。

14） Rudolf von Jhering, *Der Zweck im Recht*, 1887. 次に引用。Kelly, *op. cit.*, 2003 : 91.

15） Weber, “Politik als Beruf (1919),” *Gesamtausgabe*, Herausgegeben von Wolfgang J. Mommsen und Wolfgang Schulchter, J. C. B. Mohr (Paul Siebeck Tübingen), 1992 : 158-59 ; H. H. Gerth and C. Wright Mills, *From Max Weber : Essays in Sociology*, Oxford University Press, 1946 : 78（清水幾太郎・禮子<訳>「職業としての政治」『世界の大思想(23)，ウェーバー，政治・社会論集』河出書房新社，1965年，388頁).

16） Jellinek, *op. cit.*, 1922 : 180-81. “*Verbandseinheit*” は「団体統一体」と邦訳されている（144頁）。また，英訳では「目的型結合体（associational unity）」とされている（D. Kelly, *op. cit.*, 2003 : 101）。ここでは，“*Verband*” の意味を踏まえて，「団体型結合体」とした。

17） R. Hislope and A. Mughan, *Introduction to Comparative Politics : The State and its Challenges*, Cambridge University Press, 2012 : 7. ウェーバーの国家理論については次を参照のこと。A. Anter, *Max Webers Theorie des Modernen Staats : Herkunft, Structur und Bedeutung*, Duncker & Humblot, 1995.

18） ウェーバーは次のように指摘している。「支配（*Herrschaft*）は最も一般的意味で，社会活動の最も重要な諸要素のひとつである。……支配性とその展開形態が社会活動の形態において，また“目標”の方向設定においても決定的に重要である。実際，支配は，とりわけ，過去と現在の最も重要な社会諸構造において決定的役割を果たしている」と（Weber, *op. cit.*, vol. 2, 1968 : 941）。

19） 次を参照のこと。Duncan Kelly, *op. cit.*, 2003 : 73-160.

20） A. Arndt, “Discussion on Max Weber and Power-politics,” in O. Stammer, ed., *Max Weber and Sociology Today*, Basil Blackwell ; R. Collins, *Weberian Sociological Theory*, MIT Press, 1986. 20世紀初期の国際政治学の形成期における主要テーマは「現実主義－理念主義論争（realist-idealist debate）」ではなく「帝国主義」と「国際主義」をめぐるものであったことについては，次を参照のこと。David Long and Brian C. Schmidt, “Introduction,” in D. Long and B. C. Schmidt, eds., *Imperialism and Internationalism in the Discipline of International Relations*, State University of New York Press, 2005 : 1-15. また，国際政治学の揺籃期にあたる戦間期のアメリカ政治学の，ひとつの潮流を理想主義ないしユートピア主義で括ることは困難であるとする指摘については次を参照のこと。Brian C. Schmidt, *The Political Discourse of Anarchy : A Disciplinary History of International Relations*, State University of New York Press, 1998 ; id., “Anarchy, world politics and the birth of discipline : American internal relations, pluralist theory, and the myth of interwar idealism,” *International Relations* 16 (April), 2002 : 9-31.

21） Tom Bottomore, “Weber and the capitalist state,” in G. Duncan, ed., *Democracy and Capitalist State*, Cambridge University Peres, 1989 : 124. ウェーバーはフライブルク大学の教授就任講演（1895年）において次のように述べている。「われわれは子孫のために歴史に対して責任を負っていますが，そのさいいちばん肝心な点は，どのような種類の経済組織をかれらに伝えるかということではなくて，地球上でどれほどの権力支配圏をかち

とって，かれらに遺してやれるかということであります。経済的な発展過程というものもまた，つきつめれば力の闘いです」（田中真晴＜訳＞「国民国家と経済政策」，前掲訳書（『世界の大思想（23），ウェーバー，政治・社会論集』，1965年，18頁）。

22） 前掲訳書，19頁。

23） 国法学的視点からすると，「単一国家」や「複合国家」（連邦国家，連合国家など）という概念に認め得るように，「国家構成（state formation）」とは，歴史的背景を異にすることで，所与の「国家」が単数と複数のいずれの形態で組織されているかという視点から「国家」を分類するための概念である。また，「国家形態（state form）」とは，君主国（政）と共和国（政）との区別に見られるように，「主権」の帰属位置から分類する概念であり，「政府形態（government form）」とは，大統領制と議院内閣制の区別に見られるように，主要には「国家形態」に規定された「政府」の編成形態の分類概念である。そして，「政治体制（political regime）」とは所与の「国家存在」が以上の形態と制度において組成されている様態の概念であって，政治文化や社会－経済的諸勢力の歴史的配置状況によって多様性を帯びることになる。「政治体制」については次を参照のこと。山口定『政治体制』岩波書店，1989年。

24） R. Miliband, *The State in Capitalist Society*, Basic Book, 1969 : 50, 54（田口富久治＜訳＞『現代資本主義国家論』未来社，1970年）.

25） George H. Sabine, “State,” in Edwin R. A. Seligman, *Encyclopaedia of the Social Sciences*, Macmillan, vol. 13, 1934 : 328-30 ; Kenneth Dyson, *The State Tradition in Western Europe*, Martin Robertson, 1980 : 25-28.

26） 『君主論』第１章，第３章，第24章を参照のこと。

27） Quentin Skinner, “The State,” in T. Ball, J. Farr, and R. L. Hanson, eds., *Political Innovation and Conceptual Change*, Cambridge University Press, 1989 : 101, 104.

28） 「国家理性とは，国家行動の基本原則，国家の運動法則である。……また，国家は一つの有機的組織体であり，しかもその有機体の充実した力は，なんらかの方法でさらに発展することができるばあいにのみ維持されるがゆえに，国家理性は，この発展の進路と目標をも指示する」と，また，「国家理性」とは，「各国家は自己の利益という利己主義によって駆り立てられ，ほかの一切の動機を容赦なく沈黙させる，という一般的な規則から生ずるものである」と（F. マイネッケ，岸田達也＜訳＞『近代史における国家理性の理念＜世界の名著54＞』中央公論社，1959年，49頁，148頁）。

29） Maurizio Viroli, *From Politics to Reason of State : The acquisition and transformation of the language of politics 1250-1600*, Cambridge University Press, 1992 : 1-10.

30） ホッブズ，水田洋＜訳＞『リヴァイアサン（一）』岩波文庫，1954年，37-38頁。

31） ホッブズは次のように述べている。「わたくしは，この人に，また人々のこの合議体にたいして，自己を統治するわたくしの権利を，権威づけあたえる Authorize and give up が，それはあなたもおなじようにして，あなたの権利をかれにあたえ，かれのすべての行為を権威づけるという，条件においてである。このことがおこなわれると，こうして一人格に統一された群集は，コモン-ウェルス，ラテン語でキウィタスよばれる。これが，あの偉大なリヴァイアサン，むしろ（もっと敬虔にいえば）あの可死の神 Mortall God の，

生成であり，われわれは不死の Immortal 神のもとで，われわれの平和と防衛についてこの可死の神のおかげをこうむっているのである」（前掲訳書，第2巻，1964年，158-59頁）。次も参照のこと。David Runciman, *Pluralism and the Personality of the State*, Cambridge University Press, 1997: 6-33.

32）国王の双生的「二体論」化については次を参照のこと。E. H. Kantrowicz, *The King's Two Bodies: A Study in Medieval Political Theology*, Princeton University Press, 1957（エルンスト・H. カントーロヴィチ，小松公＜訳＞『王の二つの身体（上・下）』筑摩書房，2003年）.

33）Johann K. Bluntschli, *Allgemeine Staatslehre* (1852), 英訳，*The Theory of the State*, Charendon Press, 1852, 1895: 22. ウェーバーにおける国家の“脱人格化”については次を参照のこと。D. Kelly, *op. cit.*, 2003, ch.3.

34）「身分（エステイト）」（「地位（ステイト）」）から「国家（ステイト）」への意味転換の語源的検討については次を参照のこと。Quentin Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought*, 2vols., Cambridge University Press, 1978（クエンティン・スキナー，門間都喜郎＜訳＞『近代政治思想の基礎：ルネッサンス，宗教改革の時代』春風社，2009年）. スキナーは，この“転換”について次のように指摘している。「決定的転換がおとずれている。それは，支配者が“自らの地位”を守るべきであるとする考えから，……固有の法的・憲政的体系（オーダー）が存在しているという理念が，つまり，国家（ステイト）の理念が存在し，支配者はこれを守るべき義務にあるとされることになったことである。こうした変容のなかで，国家の権力は，支配者の権力ではなく統治の基盤と見なされることになり，国家は，すぐれて近代的視点から，固有の領域における法律と物理的強制力の唯一の妥当な対象であると見なされることになった」（ibid., 1978: p.ix-x）。

35）「政治的共同体（commonwealth）という言葉で，私が言わんとしていることは，民主制その他の統治の形態のことではなくて，ラテン人がキヴィタス（civitas）という言葉で表現した独立の共同体のことであると理解していただけなければならない。われわれの言葉で，これにもっともよく当てはまる用語はコモンウェルスであって，これは，コミュニティとかといった言葉で表現しえない人間の社会を表わすのに最適のものである」（J. ロック，加藤節＜訳＞『統治二論』岩波書店，2007年，第2篇第10章133節）。

36）「立法権力は，特定の目的のために行動する単なる信託権力に過ぎないから，国民の手には，立法権力が与えられた信託に反して行動していると彼らが考える場合には，それを移転させたり，変更したりする最高権力が残されている」（ロック，前掲訳書，第149節，311頁）。

37）J. マディソン（James Madison, 1751-1836）は『ザ・フェデラリスト（*The Federalist*）』（1788年）の第51篇において次のように指摘している。「天使が人間を統治するならば，政府などもとより必要としないであろう。……しかし，人間が人間の上に立って政治を行なうという政府を組織するにあたっては，最大の難点は次の点にある。すなわち，まず政府をして被治者を抑制しうるものとならなければならないし，次に政府自体が政府自身を抑制せざるをえないようにしなければならないのである」（斎藤・中野＜訳＞，岩波文庫，1992年，288頁）。これは，政府－市民関係と政府機構の編成原理という点で自由主義的

「立憲主義（constitutionalism）」の理念の表現である。

38） 次も参照のこと。マンフレート・リーデル，河上・常俊＜編訳＞『市民社会の概念史』以文社，1990年，171頁。ヘーゲル，長谷川宏＜訳＞『法哲学講義』作品社，2000年，365-66頁。

39） F. H. Hinsley, *Sovereignty*, Cambridge University Press, 1986.「ウェストファリア体制」をもって，一般的には，「世界」を主権型領域国家に区分することで紛争処理を個別国家の専権事項とするとともに，国家間の共存を維持するための最小のルールが設定さたと理解されている。だが，次は，1648年の講和条約によって「王朝」間関係が成立したにせよ，主権型国家からなる国際関係が成立したわけではなく，「ウェストファリア条約」によって境界線の明確な世界体系が成立したとすることは「神話」に過ぎないとする。Benno Teschke, *The Myth of 1648 : Class, Geopolitics and the Making of Modern International Relations*, 2003（君塚直隆＜訳＞『近代国家体系の形成――ウェストファリアの神話』桜井書店，2008年）.

40） Garrett W. Brown and D. Held, “Editor’s Introduction,” in *The Cosmopolitanism : Reader*, Polity, 2010 : 8. 次はカントに「責任あるコスモポリタン国家（responsible cosmopolitan state）」の理念を読み取っている。G. W. Brown, “State Sovereignty, Federation and Kant’s Cosmopolitanism,” *European Journal of International Relations* 11 (4), 2005 : 495-522 ; id., *Grounding Cosmopolitanism : From Kant to the Idea of a Cosmopolitan Constitution*, Edinburgh University Press, 2009.

41） Walter Bagehot, *The English Constitution*, 1867（小松春雄＜訳＞「イギリス憲政論」，辻清明・責任編集『＜世界の名著＞バジョット・ラスキ・マッキーヴァー』72巻，中央公論社，1980年所収）.

42） 次の代表的アメリカ論の表題を参照のこと。James Bryce, *The American Commonwealth*, 2vols., Macmillan and Co., 1891 ; Charles A. Beard, *The Republic : Conversations on Fundamentals*, Viking Press, 1943（松本重治＜訳＞『アメリカ共和国：アメリカ憲法の基本的精神をめぐって』みすず書房，1988年）.

43） Philip Bobbitt, *The Shield of Achilles : War, Peace and the Course of History*, Random House, 2002.「領域保全国家（*Sicherheitstaat*）」，「法治国家（*Rechtsstaat*）」，「社会国家（*Sozialstaat*）」，「監督国家（*Supervisionstaat*）」の歴史的・継起的展開については次を参照のこと。B. Jessop, *The Future of the Capitalist State*, Polity, 2002（中谷義和＜監訳＞『資本主義国家の未来』御茶の水書房，2005年）. id., *State Power : A Strategic-Relational Approach*, Polity, 2007（中谷義和＜訳＞『国家権力：戦略-関係アプローチ』御茶の水書房，2009年）.

44） 「主権」概念は「法主権（legal sovereignty）」と「政治主権（political sovereignty）」に類別される。前者は「法の至高性」をもって制定法の遵守を，後者は「物理的強制力の独占」をもって服従を強制する。また，「内的主権（internal sovereignty）」と「外的主権（external sovereignty）」にも類別され，前者は領域内の住民やグループなどを拘束する至高の権力を，後者は国際関係において国家が独立の自律的行動主体であることを意味している。A. Haywood, *Politics* (3rd edition), Palgrave Macmillan, 2007 : 131.

45） 資本主義的経済原理においては，各人は自らのプロパティの所有者として，これを“自由”に行使し得る主体であるとされ，その意味では“平等”とされているが，その行使の現実的“条件”は不平等な状況にあり，したがって，「機会」と「結果」の不平等を，いわば「不自由」を呼ばざるを得ない。資本主義社会における「自由」観をめぐる理念と政策の対立は，こうした諸矛盾に発している。また，「自由」と「平等」は「対立」概念であって，「平等」化とは「同質化」のことであると受け止められる傾向にあるが，「自由」とは各人が自らの方向を自由に，かつ自主的に選択し得るという点で「平等」であるべきことを含意しているとすると，両者は対立の関係にあるとは言えないことになる。「自由主義」の批判的検討については次を参照のこと。松井暁『自由主義と社会主義の規範理論：価値理念のマルクス的分析』大月書店，2012年。

46） William Waller, “The Pragmatic State: Institutionalist Perspective on the State,” in S. Pressman, ed., *Alternative Theories of the State*, Palgrave Macmillan, 2006: 13-33.

47） アメリカの統治構造は，制度的には連邦政府と州政府のみならず，約８万１千余の地方政府（郡，市，町，学校区，特別区）から多層的に組織された網状的統治構造にあり，世界最強の軍事力をもった極めて強力な「国家」として現存している。換言すれば，多民族型移民国家という歴史的条件のなかで社会的・政治的多元主義を制度的・イデオロギー的基盤とせざるを得なかった大陸規模の連邦国家であり，世界最大のヘゲモン国家にほかならない。

48） Bob Jessop, *op. cit.*, 2002: 11. 次も参照のこと。George H. Sabine, *op. cit.*, 1934: 328-30; Frederick M. Watkins, “State: The Concept,” *International Encyclopedia of the Social Sciences*, vol.15, Macmillan & The Free Press, 1968: 150-57; Quentin Skinner, “The State,” in T. Ball, J. Farr, and R. L. Hanson, eds., *op. cit.*, 1985: 90-131; Alexander D. d'Entrèves, *The Notion of the State: An Introduction to Political Theory*, Oxford University Press, 1967, ch.3（石上良平＜訳＞『国家とは何か』みすず書房，1972年）.

49） T. H. Marshall, *Class, Citizenship and Social Development*, Doubleday & Co., 1964.

50） いわゆる「新右翼（New Right）」ないし「新自由主義派」は国家介入が個人の自由と社会の安全を脅かすことになるとする。また，こうした政策的傾向は選挙民の「需要サイドの圧力」と政府機関の自己利益型「供与サイドの圧力」に発しているとする。次を参照のこと。A. Heywood, *op. cit.*, 2007: 96-97.

51） Marc Stears, *Progressives, Pluralists, and the Problems of the State: Ideologies of Reform in the United States and Britain*, Oxford University Press, 2002.

52） A. グラムシは次のように指摘している。「だから，経済活動は市民社会に属すると，また，国家はこれを規制すべきではないともされる。だが，現実には，市民社会と国家とは同一のことであるから，レッセ・フェールも国家“規制”の形態であって，立法と強制手段によって導入され，維持されることが明らかにされねばならない。それは手の込んだ政策であり，固有の目的が自覚されていて，経済的事実の自然発生的で自動的な表現ではない。だから，レッセ・フェール型リベラリズムは政治的プログラムであり，……国家自体の経済プログラムを……国民的所得の配分を変えることを目的としている」(Gramsci, *Selections from prison notebooks*, translated by Q. Hoare and G. Nowell-Smith, Lawrence

& Wishart, 1971 : 160.

53) 島田幸典『議会制の歴史社会学：英独両国制の比較史的考察』ミネルヴァ書房，2011年，148頁。

54) アメリカの政治学が「ナショナリズム」（例外主義および勝利主義）と「調整主義」という２つの対応様式を軸として動揺を繰り返してきたことを“外敵”との対応の軌跡において論じた著作としては次がある。Ido Oren, *Our Enemies and US : America's Rivalries and the Making of Political Science*, Cornell University Press, 2003（中谷義和＜訳＞『アメリカ政治学と国際関係：論敵たちとの対応の軌跡』御茶の水書房，2010年）.

55) Claus Offe, *Contradictions of the Welfare State*, MIT Press, 1984. 次はシュムペーターの「競争的エリート民主政」モデルに“政治の市場化”を，また「福祉国家」に“経済の政治化”を認め，両者の結合に現代国家の特徴を求めている。田村哲樹「模索する政治，政治の模索」（田村・堀江編『模索する政治：代表制民主主義と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版，2011年，序章）。

56) Anthony Giddens, *op. cit.*, 1985.

57) 「国家」と領域性や居住民との不可分の関係については次を参照のこと。中谷義和『グローバル化とアメリカのヘゲモニー』法律文化社，2008年，89頁。

(3) 国民と国家

「国家」とは，存在論的には「社会－経済空間」と「政治空間」からなる諸関係の複合的・重層的総体の抽象概念であって，地球規模の地理的空間を「国家空間（ステイト・スペース）」として政治的に「有界化」することで成立する関係論的概念である。このように政治的区分された空間を人為的に行政区画することで，国民的規模において社会的統一性が維持されている。したがって，この「領域」的空間は社会－経済関係と統治関係の重層的構造から編制され，「国民国家」においては，その住民が「ネーション」と呼ばれることになる。

20世紀においてナショナリズムが噴出した局面となると，第一次大戦終結期にオスマン帝国（1299-1919年）とオーストリア＝ハンガリー帝国（1867-1919年）が崩壊するなかで新国家が族生した時期，第二次大戦後にアジア・アフリカ・カリブ海の地域において独立国家が成立した時期，そして，ソ連の崩壊過程において1980年代から90年代初期の東欧において民

族運動が台頭し，新国家が誕生した時期，この３期を挙げることができよう。いずれの場合も，ナショナリズムは宗主権型「帝国」体制ないし収奪型植民地体制下にあった民族の独立と新国家の形成運動として浮上している。

人間が社会的存在である限り，「集住性」ないし「集合性」は免れ得ず，社会的諸関係に組織されることで一定の集団が形成される。「ネーション」の語源を詮索し出すと迷路に入り込まざるを得ないが[58]，ネーションは「国家」において組織された近代の典型的集団である。というのも，「国民」は一定の「領域」において「政治文化」を共有する人々のコミュニティとして登場しているからである。これは，「規模」の拡大と社会の多元化は習俗型自己調整を超えるレベルで政治理念を共有する必要があることによる。この集団は民族的（エスニック）契機と市民的（シヴィル）契機を「国民国家」において統一することで全体の凝集性の維持を期しているが，両契機は必ずしも同一の方向に収斂しているわけではなく，内包と外延という，あるいは，収束と分散というベクトルを異にする力学を，政治的には「統合と分離」との緊張関係を宿している。

A. スミス（Anthony D. Smith, 1933―）は，ネーションや「ナショナリズム」と「民族性（エスニシティ）」との関連という点で，1970年代以降に「始原主義派（premordialists）」と「近代主義派（modernists）」との対立が浮上していると指摘している[59]。彼は，「西欧の“市民的－領域型”ネーション（Western ‘civic-territorial’ nation）」と「非西欧の“エスニック型”ネーション（non-Western ‘ethnic’ nation）」との二分論を批判し，「民族」の土着性と連続性を，いわば“エトニー”の「通奏低音」性を主張している。確かに，ゲルナー（Ernest Gellner, 1925-95）が指摘するように，「ナショナリズム」の成立と産業化とは不可分の関係にあるにせよ，「ネーション」の構成に占める「エトニー（*ethnie*）」の契機を看過すべきではあるまい[60]。これは，遠く，フランスの哲学者のルナン（Ernest Renan, 1823-92）が「記憶の遺産」の継承に，いわば，「栄光と苦難」の民族的叙事詩

に「国民存在」の主要な構成要素を認めていることにもうかがい得ることである[61]。だが，少なくとも理念型的には，西欧の近代国家においては“シヴィック”な契機を「国制」の基本原理とすることで「国民国家（nation-state）」という政治的結合体が成立したと言える。

H. コーン（Hans Kohn, 1891-1971）はナショナリズムの代表的論者のひとりとされている。彼は，「民族集団（ethnographic group）」と「国民的存在性（nationality）」とを区別するとともに，ナショナリズムを「歴史の特定の局面における社会的・知的要因の成長の所産」であるとし，その「最も基本的要素を生命力に満ちた能動的団体意思（コーポリット・ウィル）」に求め得るとし，この視点においてフランス革命をその「最初の重大な発現形態であった」と位置づけている[62]。また，ギデンズ（Anthony Giddens, 1938―）は現代の社会学と政治学の代表的研究者の一人と目されているが，“ネーション”を規定して，「明確に区画された領域（テリトリー）において実在している集合体（コレクティヴィティ）であって，単一の〔体系的〕行政に服し，内外の国家装置によって再帰的に監視されている」と指摘している[63]。ギデンズの規定からすると，「ネーション」は「民族集団（エスニック・グループ）」とは概念を異にし，「領域」や「国家装置」と不可分の関係にあることになる。コーンとギデンズの意見を踏まえると，「ネーション」は「国家」における「国民的」規模の統一と国制の原理との複合的構成において，近代の「国民国家」が形成されたことになる。この点は，J. S. ミル（John Stuart Mill, 1773-1836）が「国民性（ナショナリティ）の感情がそれなりに重みを帯びると，これを共有する成員は全て，ひとつの政府のもとに結束し，独自の政府をもってしかるべきとする事態が成立する」と指摘していることにも表れている[64]。これは「被治者による統治」という原則の闡明であり，その担い手が「ネーション」に求められるとき，「民族自決（national-selfdetermination）」という「国民（民族）」の“自決（自治）権”と結びつくことになる。

「ネーション」という言葉が「国民」という訳語をもって人口に膾炙していながら極めて多義性を帯びていることは，「国（country）」・「民族集

団（ethnic group）」・「人種（race）」・「国家（state）」の意味も含んでいて，互換的に使われていることにもうかがい得ることである。これは外国語の「ネーション（nation, *Nation*）」という言葉にも妥当する。「ネーション」という言葉がこうした類語と意味を重複しているのは，「ネーション」とは文化という客観的条件と帰属感という主観的条件とを共有する人的集団であるとしても，類語の要素と重畳化しつつ形成されたという歴史的過程を，いわば「連続のなかの断絶」の過程を辿ったことによるだけでなく，「国家」に包括されている「住民」が文化的・人種的に多様であるし，所与の「国家」からの自立化の運動も続いているという現実に，さらには，領域を欠いた離散型の「ディアスポラ型ネーション」も存在していることによる。

地理学的には，少なくとも地表は「国家」をもって政治的に区分されていて，「ネーション」は主権型「国家」に政治的に包括されることで「国民国家」を形成している[65)]。また，総じて同質的な「ネーション」が単一「国家」を形成している場合だけでなく，「連邦」や「連合」という複合型「国家」の場合には複数のネーションがひとつの「国家」を構成していて，この場合には，「国家」内“ネーション”間の緊張関係を強くせざるを得ない[66)]。

「国家」とは有界化した社会－経済関係を包括する「政治的表象」であって，存在論的には，一定の「領域」における時空間的継続性と主権的権威の複合的組織化において実在している。「ネーション」はこの関係論的組織体の人的・集団的表象であり，「国家存在」を構成している住民の「集合」概念である。その特徴は (a) 言語と習俗や宗教などの文化的要素，および経済システムや政治制度といった客観的条件と (b) 帰属感という主観的条件との複合的共有に求めることができるが，両条件は分離しているわけではなく，相互依存関係にある[67)]。したがって，客観的「存在」条件の変化が主観的「意識」の変化を，あるいは，主観的「意識」の変化が客観的条件の変更を求めることになり，この脈絡において「国家存在」の形

態変化を呼ぶことになる。

「ネーション」と「国家」とは不可分の関係にあり，各“ネーション”は他の集合体との関係において自らを「国家」において表現しようとするし，政治権力は「民族集団（エスニック・グループ）」を基礎に「住民」を一定の空間に「領域」化することで社会－経済関係を「国家」において組織する。この脈絡において「ネーション」は政治的統一性をもった集団として「国民」化し，「国家存在」の人的マトリックスとなる。だから，「国家権力」は所与の住民を「ネーション」に組成し，その存続の維持を統治の課題とせざるを得ないことになる。また，ナショナリズムは「国民存在（ネーションフッド）」に組成する心理的契機である。近代「国家」は統一性と一体性の意識ないし認識をナショナリズムに負っているだけに，ナショナリズムは他に対する自立性の理念として顕在化し得る。ナショナリズムが国民的凝集性と対外的自立性という二重の性格を帯びるのは，こうした脈絡に発している。そして，ネーションは自らの存在の統一的意思と他からの自立性の原理を「主権」に求めることから，「主権」概念は「国民主権」と「国家主権」という内外の両面性ないし二重性を帯び，「主権」概念に訴えることで外からの介入の防壁の論拠ともなる。こうして，「国民国家」はナショナリズムというイデオロギーの契機と「主権」という法的・政治的概念との複合的構成において実体化するが[68]，それだけに，外からの介入の“盾”となるだけでなく，強権体制の“隠れ蓑”ともされる。

西欧の「国民国家」は絶対主義国家に対する「市民」の結合社会として登場している。この「国家」の形成過程は資本主義的社会－経済システムの生成過程でもある。社会の資本主義化は市場媒介型私的経済の自生的力学だけで展開し得たわけではないし，自己完結的でもあり得ず，経済外的強制を媒介としている。利潤志向的で市場媒介型経済への転換は社会－経済レベルの内的再編過程と政治権力の外的強制との複合過程を経ている。この史的脈絡において社会－経済関係は資本主義の原理に服する。また，政治機構が自立化することで「法の支配（rule of law）」が政治的・社会

－経済的“秩序”の創出と維持の原理として設定されるとともに，“ナショナリズム”が所与の「社会構成体」の理念的紐帯として組み込まれることで，共同体への帰属感が土着化する。

社会－経済関係の資本主義化とは，国家権力による「社会構成体」の政治的区画化とその資本主義的編成過程のことである。資本主義国家はその形成過程において，物理的強制力と徴税や財政機能を国家装置に集中するとともに，通貨と度量衡を設定することで生産と流通システムは法的に体系化している。また，言語などの文化的要素を国民的レベルで平準化することで住民を「社会化」してもいる。「国民経済」が形成されることで社会－経済諸関係は市場媒介型商品社会に抽象され，「住民」の対面型「共同体（コミュニティ）」は現実的にも心理的にも「脱近縁化」し，“見知らぬ人々”との社会－経済的結びつきや「相関性」が“想像”され得ることになる。これは，社会－経済関係が時間的・空間的に拡延されるとともに，それが“圧縮”されることで「ネーション」型共同体観が生成することを意味する。この点ではリージョナリズムにも同様のものがある。「想像の共同体」（B. アンダーソン）が成立し得るのは，こうした諸条件を背景としている[69]。というのも，産業社会は言語の共通性によるコミュニケーションを必要とするからであり，そのために「統治機関」はその能力を国民的規模で陶冶する。言語を共通にすることで価値観と規範が共有され，所与の社会－経済関係は「国家」に包摂されることにもなる。また，「ネーション」の概念をもって住民を「国民存在（nationhood）」に抽象することで社会の「階級性」は捨象され，「脱身分化」するのみならず「脱階級化」もする。さらには，社会的存在を捨象し，「法の支配」を自由主義的政治の枠組みとして制度化することで「国民国家」は政治的共同体に擬制化される。「国民」のイデオロギー的紐帯がナショナリズムであり，社会的慣習に組み込まれることで集団的には強力な「訴求力」をもち得ることになる。

「ナショナリズム」に「国民主義」・「国家主義」・「民族主義」の訳語が

あてられてきたのは，「国民存在（ネーションフッド）」を構成する社会－経済的関係が「民族集団」を基礎としているだけに，住民は宗教的・文化的要素（“エトニー”）を「国民」において自覚するからである。また，「国民存在」が「国家存在」として組成され，後者の人的・集団的表現が前者であるだけに，両者は理念的に同視され，「国家」をもって一体的に抽象される。この脈絡において“国民国家－国民存在－国家”の循環様式が成立し，住民は自らの存在と自立性を「国家」に仮託することになる。これは，「国家」という抽象概念を共通項として「国家存在」と「国民存在」とが「国民国家」に包括され，“形而上学的効果”を帯びることを意味する。また，ナショナリズムは“ゲマインシャフト”と“ゲゼルシャフト”の両契機を一体化することで「国民」的統一の強力なイデオロギーとして機能する。ナショナリズムがこうした諸要素のアマルガムであるから，内外の歴史的状況と結びついて，「統合」と「自立」の，あるいは「分離」と「反発」のイデオロギーと運動として現出するのである。

市民革命の過程で「政治的共同体」観を共有することで，個人は「国民」に包摂されるとともに，「国家」の人的構成主体でもあるとされることになった。これは，また，「国民」による政治的自己支配の原理が求められたことを意味する。換言すれば，政治的支配の正統性の基盤が伝統的な人格的・習俗的支配に替わる固有の「正統化」論と「制度化」論を必要としたことになる[70)]。近代民主政の原理は，こうした自己支配の原理を基礎としている。したがって，「正統（当）性（legitimacy，*Legitimät*）」の形態は多様であるにせよ，政治的支配は人格的支配から「国民」の同意に依拠した脱人格的統治観への転換を促迫した。「信従」の強要から国民的「同意」（ないし「黙従」）という擬制へと転換することで，政治的支配は世俗的“権威性”を帯び，服従は国民的義務に転化する[71)]。この脈絡において，「権力」と「権威」とは「国家」において一対化し，権力の“命令”は同意を媒介とすることで「正統性」と規範性を帯び，“訴求力”と強制力を持ち得ることになる[72)]。この視点からすると，政治的支配は権

力と権威の複合的構成にあるだけに,「権威」性を欠くと被治者の不信を呼ぶことで動揺せざるを得ないと言える。権力の正統性の形態が能動的にも受動的にも「国民」の日常行為の準則としてルール化し，習慣化することで行為の予見可能性が設定される。したがって,「正統性」の根拠と基盤が弱体化し権威性を欠くと，服従の強制が強力なものとならざるを得ないし，物理的強力に訴えられることにもなる。これは，権力がイデオロギーに依拠することで同意を導出せざるを得ないだけでなく，権力がイデオロギー機能を帯びることで精神的教化力として作用することを，換言すれば，権力がイデオロギーを創出するとともに，イデオロギーが権力に正統性を与えるという点では「権力」の二重性を意味している[73]。以上を踏まえて，領域型「集合体」であるネーションと「能動的団体意思」であるナショナリズムについて検討しておこう。

＜エスニシティとナショナリティ＞　経済関係の「産業資本主義」化は社会「空間」の拡大を呼び,「国家」による社会関係と相互依存関係の資本主義的再編を求める。「国民」の概念はこうした歴史状況を背景としている。西欧近代史の脈絡からすると，国民主権型国家ないし主権型国民国家は宗教的・文化的契機を社会－経済的基盤とし，所与の住民を「国家」において包括するとともに,「国民（ネーション）」を「主権者」とすることで成立している。これは，社会的存在を「社会体（ソーシャル・ボディ）」に擬し，能動的であれ受動的であれ，その住民を「国家」の構成員として政治的に包括することで「国民（ネーション）」化し得たことを意味する。この脈絡において,「住民」は個別のローカルな社会経済的規範と慣習に服するとともに,「国家装置」によって“国家”的規模の秩序の体系に組織されたことになる。この統合過程において，自生的ローカリズムは「国民」的規模のアイデンティティと接合し，社会的「同類」の心理と他との比定においてナショナリズムが生成し,「国民」的規模のパトリオティズムが土壌化する。ひとつの社会的存在が一定の集団性を帯びるためには，社会諸関係によって行動が習慣化するとともに，社会経済的存在を全体的に包括するイデオロギーが求められる。「国民国家」

における統合のイデオロギーがナショナリズムである。住民は社会的存在として，政治の制度とイデオロギーをもって「国家」に包括され，「国家」において「国民」化する。ナショナリズムはその精神的紐帯として強力なヘゲモニー機能を果たすことで[74]，「国家存在（ステイトフッド）」と「国民存在（ネーションフッド）」とは一体化し，「統治」は「国家」の名において正統性を帯び，ナショナリズムは「国民国家」の基本的な政治心理学的紐帯となる[75]。また，政治理念史からすると，ネーションは“庶民（プリビアン）”を「人民（ピープル）」へと転化する「転轍機」の役割を果たしたことになる。

西欧近代史の「理念型」的脈絡からすると，「ウェストファリア条約」（1648年）や「フランドル条約」（1718年）が近代の国家体系と国家間システムの“ビッグバーン”とされてきたのは，この条約によって地理的空間が政治的に「領界」化され，封建社会の分散的権力が主要権力のもとに集積するという，いわば，政治の「本源的蓄積過程」をもって「主権型国家」と非干渉型国家間体制の原理が措定されたと見なされてきたからである。これは，中世のヨーロッパ社会では宗教権力と世俗権力とが錯綜し，その複合的体制にあったし，内／外の領域区分も不明確であったが，「絶対王政（君主政)」をもって集権体制が成立したと見なされているからである。「ウェストファリア」体制によって主権型国家体制の礎石が据えられ，この体制のもとでフランスは王朝型絶対主義国家への，また，イギリスは議会型立憲主義国家への「道」を辿った。だが，西欧における「17世紀の危機」は国民的統一の運動と市民革命を呼ぶ。これは，例えば，「リソルジメント」期のマッツィーニ（Giuseppe Mazzini, 1805-72）がオーストリアの専政的羈絆から離脱し，イタリア国家の統一を志向したことに，また，シェイエス（Abbé Sieyés, 1748-1836）が法と議会を共通にする集団に“ネーション”の意味を措定したことに，あるいは，ルソー（J. J. Rousseau, 1712-78）が「一般意思」をもって「国民意思」とすべきであるとすることで「フランス革命」にインパクトを与えたことに認め得ることである。さらには，「ナポレオン法典」と国民軍の創設や官僚制の編制を

もって住民は「国家」において法的・政治的に統一されている。だから，ヘーゲル（G. W. F. Hegel, 1770-1831）はナポレオンに「馬上の世界精神」を読み取ったのである。こうしたナショナリズムの運動は，さらには，1848年の諸革命の駆動力となることでヨーロッパ規模に拡大している。この歴史の脈絡においてナショナリズムは所与の“領民”を「国民」化することで，「国家」における凝集化の“溶剤”の役割を果たし，領域的統一性の精神的・心理的要素（*Volksgeist*）となる。また，ネーションは「公民（citizen, *Staatsbürger*）」の概念と結びついて近代の政治システムの「培養基」となる。市民革命期の諸成果はこうした力学の歴史的所産である。これは所与の住民が政治的に区画されることで「国籍」化し，「エトニー」を基礎として政治体制の「市民」的転換が求められたことを意味する。この脈絡からすると，ネーションの生成は「領民」の“市民”化という能動的契機と“国民化”という受動的契機の二面性の複合的所産であり，ナショナリズムが「国民存在」の理念的紐帯として創出されたことになる。換言すれば，ネーションとは歴史的所産であって，「国家」において自らの存在を発見し，ナショナリズムがその理念的推進力であったことになる[76)]。だから，ホブズボーム（Eric J. E. Hobsbawm, 1917-2012）は，ネーションが「何らかの近代型の領域国家と結びつくことによって初めて，ひとつの社会的実体となる」と述べ，また，コーンは「ナショナリズムの台頭とともに，大衆（マス）はネーションに所属しているのではなく，その構成主体となり，自らとネーションとを，文明とナショナルな文明とを，自らの生命や生存と国民的存在性（ナショナリティ）とを等視する」と指摘しているのである[77)]。

＜ナショナリズムの多面性＞　ナショナリズムは，「貴族的保守主義と市民的自由主義」が歩み寄るなかで「自由主義（リベラル）的ナショナリズム」として成立したとされる[78)]。これは，ナショナリズムが「自由主義」と結びつくことで市民権の原理を国制の制度的中心に据え得ただけでなく，第一インターの創立（1864年）に見られるように，労働者階級の国際的連帯の対抗イデオロギーとなったことを意味する。ナショナリズムが保守主義と自由

主義との妥協の所産であるだけにナショナリズムには両者の契機が底流し，階級間や国家間対立が激しくなると「伝統主義」が浮上し，「自／他」の区別や「内／外の“敵”」論において「同族主義（tribalism）」型ナショナリズムに，さらには，「膨張主義（expansionism）」型ナショナリズムに転化する。これは，例えば，19世紀末から20世紀初期の帝国主義期の「一国民（one nation）」主義や「プロシアの勢力強化」論に，あるいは，「汎スラブ主義」や「アフリカの奪い合い」に認め得ることである。

「愛国心（パトリオティズム）」（祖国愛）とは郷土愛と郷愁との複合的心性のことであって，土着主義（ネイティヴィズム）の性格を帯びている。この感情は集団的帰属感の情緒的培養基となり，社会心理学的基体となる。自然や近縁に対する自生的情緒感と政治による人為的「象徴操作」とが複合し，心理的・文化的・政治的契機が輻輳すると，所与の集団と体制に対する強力な愛着心が鼓舞される。「国民存在（nationhood）」は“エトニー”を集団的基体としているだけに，ネイティヴィズムがナショナリズムに投射されると，同胞感（フラタニティ）はネーションへのアイデンティティと一体化することで「祖国愛（パトリオティズム）」を喚起することになる。

ナショナリズムは「国家存在」の理念的紐帯となり，国民「統合」の隅石となることで「国民国家」への情緒的帰依感として強力な潜勢力を宿す。というのも，所与の住民は言語の共通性をコミュニケーションの手段としているが，言語（象徴）には「意味」が含まれていて，意味を共有することでコミュニケーションが成立し得るからである。また，宗教や習俗などの文化的・精神的共通性を日常の実践の規範としているから，近隣や血縁などの近縁的関係が「国民」的規模に拡延されると，“ナショナリズム”は住民をネーションに凝集するイデオロギー機能を果たすからである。この限りでは，“外的なもの”を排除することで伝統の保守が志向されるという点では，ナショナリズムは政治文化とエスニックな契機が一体化することで「保守的（コンサーバティブ）」性格を帯びることになる。

「存在」は諸関係の有意的接合において実体化する。関係論的「国家存

在」の集団的表象が「国民存在」である。両者が一体化し「国民国家」となり得るためには，制度とイデオロギーを媒介とせざるを得ない。国民的「統合」は知性的レベル（制度“信仰”）のみならず，情緒的レベルにおける一体感の土壌化に依存せざるを得ない。政治における“象徴”は「関係」の情緒的表現様式であって，不可視の関係論的「存在」をシンボルをもって可視化することで情感に訴えることになる。「象徴」を操作することで所与の時空間は過去（伝統）と将来（使命）に結びつく。これは，“現在”が過去と往還することで現状を再帰的に自覚し，「現在」を将来に仮託することを，端的には，過去が現在にとりつき未来を展望させることを意味する。したがって，固有の「言説」やシンボルに訴えることで「ネーション」への帰属感が喚起され，所与のアイデンティティにおいて他のネーションを「評価」することにもなる[79]。また，「国民存在」が「国家」に引照されると「国家主義（statism，*étatisme*）」と結びつくが，ここにとどまらず，「関係」が「国家」において物象化すると「国家至上主義」に転化する。これは，自然現象に精霊の内在性を仮想し，「憑代」を拝むに類することであって，「国家」は“象徴”をもって具象化され，実体が昇華することで「国家」が幻想的に“聖化”され，「国家」への帰順と献身が求められることを意味する。

ナショナリズムは「国民」統合のイデオロギー的マトリックスであって，日常的には潜在的であるという点では即自的である。だが，“危機”の局面においては，政策的「企図」や象徴操作と結びついて「国家」が「国民存在」を観念的に「対自化」する。これは，「国民国家」の構成要素である“ナショナル”な契機が“インターナショナル”な理念の対抗イデオロギーとして顕在化したり，「国民主権（national sovereignty）」に内在的な“人民的（popular）”契機に訴えることで反体制派を抑圧するための，あるいは，所与の体制を反動的に再編するための論理や修辞となって表れることにうかがい得ることである。それだけに，また，「国民－人民的（national-popular）」という形容詞の内実をめぐるヘゲモニー闘争を随

伴せざるを得ない[80)]。この視点からすると，「国民国家」は「国家権力」を媒介とする社会的・文化的・経済的関係の歴史的編成過程において成立し，過去を現在に組み込むことで伝統を“創造”し，使命感に訴えることで将来を所与の「現代」において「視界」化し，共属感をもって持続性を帯び得ることになる[81)]。

以上からすると，西欧型「国民国家」は言語や習俗などの文化的共通性と市民権などの政治的価値観の共有性という，種類を異にする要素の複合性に依拠していることになる。前者が「エスニック・ナショナリズム（ethnic nationalism)」であって，情緒的・情感的紐帯となる。また，後者は「市民的ナショナリズム（civic nationalism)」であって，知的・制度論的紐帯である。両者は分析的に区別され得るし，「国家性（stateness)」にアプローチするための分析概念ともなる。というのも，「エトニー」は精神的「下部構造」をなし，「統治」論と一体化することで個別のネーションを形成していることを踏まえると，両者の内実と「接合」形態が個別の資本主義国家に固有の形態を刻印するからである。また，「国民国家（nation-state)」とは理念型であって，ひとつの「エスノ・ナショナル・グループ」がひとつの「国家」を形成していることは例外に属することであって，多くの場合，主要な民族グループを軸にいくつかのエスニック・グループから組成されているという点では「国民的（型）国家（national state)」である[82)]。それだけに，移行期や体制の“危機”の局面においては「国民存在」の“脅威”に訴えることでナショナリズムを喚起し，統合の手段とされる。この視点からエスニック・ナショナリズムの心理的帰属感と階級的動員力とを比べると，後者は「対自性」という高次の抽象をもって階級的連帯感を形成しなければならないのにたいして，前者は情感と伝統に依拠しているだけに，より強い訴求力を持ち得ることになる。この点ではポピュリズムについても同様のものがあり，政治的不信感や幻滅感が広まると，あるいは，正統化の制度的基盤が弱まると政治の“信託者”ではなく“支配者（マスター）”であるという直接民主政の契機が浮上し，閉塞状

況からの脱却がポピュリスト型指導者への期待感と結びつく。とりわけ，アメリカ合衆国は直接民主政の伝統が強い政治的風土にあるだけに，ポピュリスト的傾向が繰り返し浮上せざるを得ない。

以上の事情に鑑みると，多民族社会はシヴィック・ナショナリズムとエスニック・ナショナリズムとの緊張関係を強く内包していると言える。また，多人種・多民族型構成にあるだけに，「統一」の契機は「内なる他者」捜しの社会心理学的心性を宿すことにもなる。これはアメリカに特徴的なことであって，「非アメリカ的なもの（un-American）」や「外的なもの（エーリアン）」を不断に模索することで個別性を同定せざるを得ないという政治的心理と結びつく。この国民的精神において，アメリカ政治文化は進取の「革新主義」と伝統の「保守的回帰主義」との複合的性格を底流させることになる。「孤立主義」と「国際主義」というアメリカ外交の二面性は“彼我”の関係においてのみならず，こうした政治文化の固有の脈絡に負っていると言えよう。また，多民族型移民国家の典型例にあたるだけに，「シヴィック」な契機の土着化が国民的アイデンティティの重要な構成要素とならざるを得ない。

「国家性（ステイトネス）」へのアプローチという点で“ネーション”は重要な視点となる。というのも，言語や宗教などの文化的要素を異にしつつも，ひとつの「国家」を構成している「多民族国家（multinational state）」は「統合と分離」という求心力と遠心力とのバランス化が求められるからである。この点は「多文化主義（multiculturalism）」政策に，あるいは，「多極共存型民主政（consociational democracy）」体制にも認め得ることであって，「国民統合」の政治的機制や社会的緊張関係にアプローチするための拠りどころとなり得る。さらには，国民的統一性の保守と文化的同質性の“純化”において「民族浄化（ethnic cleansing）」や「移民排斥」の運動が起こったが，こうした動向にアプローチするための視点ともなり得る。この現実に鑑みると，ナショナリズムは文化的伝統や歴史の共有感に依拠した国民的アイデンティティであるだけに，国家権力はこれを操作し得るとし

ても，「国民統合」の点では一定の制約に服さざるを得ないと言える[83]。

「ネーション」の意識は，所与の政治体制を組み替えようとする内発的意識に発する場合と，外的インパクトのなかで個別性が覚醒されるという受動的意識に発する場合とがある。両者はいずれも「改革的」性格を帯びるが，前者の場合は「能動性」を，後者の場合は「受動性」を強くする[84]。この視点から，次に，補足的ながら，日本のナショナリズムとアメリカのナショナリズムの特徴を比較しておこう。というのも，両者は“エスニック”と“シヴィル”というナショナリズムの構成要素という点では対照的位置にあるからである。

マクロ歴史学の視点からすると，日本のナショナリズムは幕末の体制危機をインパクトとし，主として指導層において自覚される[85]。この危機は，貧民層の闘争の激化に阿片戦争（1840-42年）における清国の敗北と「黒船」の来襲（1853年）というインパクトが重なるという，いわば「内憂外患」のなかで幕藩体制が動揺したことに発し，「王政復古」を経て中央集権型権威主義的国家体制が構築される。こうして成立した主権的権力によって「外見的立憲主義」体制が成立するとともに，住民を「臣民」とすることで臣民型「ネーション」が創出され，「富国強兵」策をもって“脱亜入欧”型「開発主義」国家の性格を強くしたが，この体制は，やがて「兵営国家」体制の強権的構築と結びついた。また，東北アジアというリージョンのレベルに即してみると，明治期から敗戦に至る経緯は西洋列強のアジア侵出の対抗イデオロギーとして，幻想的であれ，文化的同類性をもって「アジア主義」が喧伝されるのであるが，この地域的連携の論理は「覇道」の観念（地域的「指導者主義」）と結びついて植民地主義的膨張主義に転化している。

幕末から明治期の「和魂」には反封建的・「自由民権」的理念が底流していたにせよ[86]，日本のナショナリズムは「尊王」型国家体制の精神的基盤に組み込まれている。また，政治文化的には土着的臍帯を強く留めていて，モーレスの視点からすると，氏神ないし産土（うぶすな）信仰という自然崇拝と仏

教の祖先（先祖）尊崇とは精神的には分化しつつも生活レベルで習合している。こうしたモーレスが日常的慣行として習俗化し，墳墓の地（産土（うぶすな））は青山（国土）として聖化されると，ネイティヴィズムがナショナリズムの基体となり，ひとつのナラティブとして土着化する。こうした共同体信仰型民俗が継起的に，あるいは，日常的に反芻されることでナショナル・アイデンティティとして土壌化する[87]。これは宗教的儀礼や祭礼が風土化し，生活の規則と社会「秩序」の規範として底流することで価値観を紡ぎ，目的団体的結合関係が共同体的結合関係に還元されることを，あるいは，後者が前者の組織原理に擬制化されることで社会的機制の基盤となることを意味する。この精神構造においては，時空間は相対化されることなく「過去」の記憶が不断に「現代」に引照され，現在をもって将来を展望するという心性を宿す。こうした精神的土壌は，「保守」の観念において抵抗の基盤ともなり得ると，あるいは民族の「自立」の潜勢力を宿していると言えるが，慣行が伝統を再生産するだけに文化の「保守」主義の土壌ともなる。宗教社会学的視点からすると，こうしたナショナリズムは「同族擬制型共同体」を基礎としているだけに，“シヴィック”というより“エスニック”な契機の強いナショナリズムであると言える。これは「国民国家」の形成史に鑑みると，住民が「臣民」として受動的位置に留めおかれ，「家族」的擬制において政治と社会－経済関係の“秩序”が形成され，その保守が「国益」と同視されることで人々を「審問」する心理的駆動力として作動し続けたという歴史的背景に負っている。

他方，アメリカ合衆国は「フランス革命」との対比において，空間的断絶（独立）と体制的切断（革命）との一体化において成立したとされているように（「独立革命」），そのナショナリズムは「シヴィック・ナショナリズム」の典型例にあたる。これは，多民族・多人種的構成のなかで「憲法」理念が体制原理として共有され，「制度」信仰が体制の保守原理となることで社会－経済関係の隅石をなしていることにうかがい得ることである。その「国家存在」は「市民的（シヴィック）憲政原理」を理念的紐帯とし，移民に対

してもこの理念の共有を「国民」となる条件とする「理念の共和国」である。この脈絡において，リプセット（Seymour M. Lipset, 1922-2006）はアメリカを「最初の新国民（the first new nation)」と呼んだのである[88)]。また，アメリカは植民地時代の直接民主政の伝統を少なくとも理念として根強く残し，政治が市民社会レベルに不断に引照されるという特徴を帯びているだけに，フランスやイタリアと比較すると官僚制型統治が脆弱であるとされる[89)]。こうした反国家主義理念の伝統のなかで“国家が存在しない”かのように見なされることになったが，これは“民衆”型政治像に依拠した「アメリカ的自由主義」の政体像に過ぎず，「憲法」理念の共有という「シヴィック・ナショナリズム」において「アメリカ国家」は実在している。その統治構造も連邦国家という「国家構成」を反映して分権的で多元型の組織にあるにせよ，分散的であるとは言えず，網状的に組織され「多元化のなかの統一性」のなかで，世界最強の軍事力を有する「国家」として実在している。アメリカが「国民的国家」としての実体性を保持しているのは，社会的編成関係を基底とし，多数専政を阻止するための水平的・垂直的分権体制を「政治文化」の制度的基盤としつつ，理念の紐帯を強力な統合の契機としているからであり，この点にアメリカの「国家性」の特徴を求めることができる。

近代の資本主義国家は，「エスニック」と「シヴィック」という両契機が「国家」において接合しているが，両者の接合形態は歴史的経路依存性に規定されて種差性を帯びざるを得ない。また，「民族性（エスニシティ）」とは分類概念であるだけでなく，「自己規定」概念でもある。したがって，両者は整合的構造にあるわけではなく，矛盾のなかの均衡関係のなかにあるに過ぎない[90)]。それだけに，社会的矛盾のなかで均衡関係が崩れ，いずれかの契機が顕在化し得ることにもなる。この点で多民族国家は，総じて，支配的民族を中心としたモザイク的構成にあるだけに，「国民国家」内少数民族の自立（独立）の潜勢力を内在している。これはスコットランドやカタロニアの，あるいは，ケベックなどの動向にも認め得ることである。こうし

た内因性に発する「分離運動」の傾向とは別に，例えば，オーストラリアのインドシナ移民（Indo-Chinnese）やカナダの西インド諸島の労働力移民の場合には文化的アイデンティティの擁護や市民権の拡大の要求となって現われている。また，被占領民族，ないし，その経験を経た民族は「失地回復主義（イレデンティズム）」の心性を根強く留めている。さらには，旧植民地国は住民の生活や文化を無視して画定された「上置境界（superimposed boundary）」によって有界化されていたり，世俗的ナショナリズムというより「宗教的ナショナリズム」を国家的統一の基礎としている場合が多いだけに，国内対立は部族間対立や国境紛争となって顕在化する。

確かに，「グローバル化」時代に至って「国家存在（ステイトフッド）」と「国民存在（ネーションフッド）」との分離の傾向が認められるし，「脱国民化」が起こっているとも指摘されている。これは「国民国家」における社会－経済諸関係の“規模”の再規模化や領域型統治権力の再編を意味する。というのも，以上の指摘からもうかがい得るように，近代「国家」とは「国民」を人的構成要素とする関係論的概念であるし，「国民」とはシヴィックとエスニックな契機を「国家」において統合した集団概念であり，「国家存在」の集団的表象にほかならないからである。また，「グローバル化」状況においても，ネーションと「国家」は，なお，「国民国家」において一体化し，世界システムの基本的単位として自らを主張し得る位置にある。すると，「グローバル化」時代における「世界政治」にどのようにアプローチすべきかということが，とりわけ，「現実主義（リアリスト）」的国際関係論においては世界政治が国家間システムとされ，ナショナリズムが「国益（national interest）」の概念で理解されていることに鑑みると，「国際政治」と「国民国家」との関係が問われねばならないことになる。

58）　Anthony D. Smith, *Nationalism*, second edition, 2010 : 12-14, 37-39.

59）　Anthony D. Smith, “Ethnicity and Nationalism,” in G. Delanty and K. Kumar, eds., *The Sage Handbook of Nations and Nationalism*, Sage, 2006 : 169-81. スミスは，「近代主義派」としてゲルナー（Ernest Gellner, 1925-95）とアンダーソン（Benedict Anderson, 1936

－）を挙げている。前者は産業化を，また，後者は「印刷資本主義」のインパクトを重視している。次の整理も参照のこと。A. Heywood, *op. cit.*, 2011 : 159-61 ; id., *Global Politics*, Palgrave Macmillan, 2011 : 112-13.

60） スミスは，ネーションやナショナリズムと「市民権」原理との結合を「多極型ナショナリズム（polycentric nationalism）」と呼んでいる。A. D. Smith, *Theories of Nationalism*, Duckworth, 1971 : 158. 次も参照のこと。id., *Nationalism : Theory, Ideology, History*, Polity Press, 2001.

61） Peter Alter, *Nationalism*, Edward Arnold, 1989.

62） Hans Kohn, *The Idea of Nationalism : A Study in its Origins and Background*, Macmillan, 1944 : 3-4, 13, 15.

63） Anthony Giddens, *op. cit.*, 1985 : 116.

64） J. S. Mill, *Considerations on Representative Government*, [1861] 1951 : 392（水田・田中＜訳＞「代議制統治論」,『世界の大思想Ⅱ－６』河出書房，1967年所収).

65）「国民国家（nation-state)」とは理念型であって，「国家」が全て，ひとつの「ネーション」を中心に編成されているわけではない。また，「国家」を形成していないエスニック集団も存在していることを踏まえると，現実の「国民国家」とは「国民的（型）国家（national state)」であることになる。

66）「エトノス」(「民族集団」）としての同質性が高く99パーセントに及ぶのは韓国，北朝鮮，ソレト，アルジェリア，モロッコ，エジプトであり，日本は98.5パーセント，チュニジアは98パーセントに及ぶとされる。

67） スミスは，「ネーションとは，歴史的領域，共通の神話と歴史の記憶，大衆的・公衆的文化，共通の経済，全成員に対する共通の法的権利と義務，これを共有する特定の人的集団のことである」としている。Anthony D. Smith, *National Identity*, Penguin Books, 1991 : 14.

68）「国家」間関係はヘゲモンを中心とする位階化とヘゲモニー下の諸国の「相対的自律性」という構造において組成される。

69） B. Anderson, *Imagined Communities : Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, 1983, 1991 (revised edition)（白石さや・白石隆＜訳＞『増補・想像の共同体：ナショナリズムの起源と流行』NTT 出版，1997年).

70） ホッブズは「人間的な力のうちで最大のものは，できるだけおおくの人々 most men の力の合成であって，それらの力は，同意（コンセント）によって自然的または社会的（シヴィル）な人格に合一されている」と述べている（ホッブズ，水田＜訳＞『リヴァイアサン（一)』岩波文庫，1954年，145頁)。また，（注）31の引用も参照のこと。

71） プーランツァスは次のように指摘している。すなわち，近代の資本主義国家において「政治的階級支配は民衆型階級として登場し，その諸制度は“諸個人”ないし“政治的人格”の自由と平等の原理を軸に組織され，その正統性は君主政の原理に認め得る神意ではなく，形式的に自由で平等な市民の総体に，また，人民主権や人民に対する国家の世俗的責任に依拠している。……かくして，近代の資本主義国家は全社会の一般的利益の体現者として，所与の“政体”の意志の代弁者として現われる。これが“ネーション”である」

と。N. Poulantzas, *Pouvoir politique et classes sociales, Maspero*, 1968 ; *Political Power and Social Classes*, New Left Books, 1973 : 123（田口富久治・山岸紘一＜訳＞『資本主義国家の構造：政治権力と社会階級』未来社，1978-1981年）.

72） Giovanni Sartori, *The Theory of Democracy Revisited*, Chatham House, 1987 : 188.

73） M. ウェーバーは「権力（power, *Macht*)」と「支配（domination, *Herrschaft*)」とは，いずれも「蓋然性（probability, *Probalitität*)」に関わる概念であるとしたうえで，両者を区別し，前者は「ひとつの社会関係において，あるアクターが抵抗を排除して自らの意思を遂行し得る立場にいることである」と，また，後者は「特定の内実を含んだ命令が所与の集団によって受容されることである」とし，さらには，「規律（discipline)」とは「習慣化によって，ある命令が紋切り型の迅速で自動的な服従を呼ぶことである」としている（M. Weber, edited by G. Roth and C. Wittich, *Economy and Society : An Outline of Interpretive Sociology*, University of California Press, vol. I, 1968, 1978 : 53.

74） テンニースは「国民国家」を“ゲゼルシャフト”の，ひとつの構成要素としているが，「国民国家」とは，“ゲマインシャフト”と“ゲゼルシャフト”という自生的・土着的結合体と人工的・擬制的結合体との複合体と見なすべきであろう。Ferdinand Tönnies (1855-1936), *Gemeinshaft und Gesellschaft : Grundbegriff der reinnen Soziologie*, 1887（杉之原寿一＜訳＞『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト：純粋社会学の基本概念（上）（下）』，岩波文庫，1957年）. ナショナリズムの「リベラル」と「歴史主義的（ヒストリシスト）」への区分については次を参照のこと。J. Mayall, *Nationalism and International Society*, Cambridge University Press, 1990. なお，民族的構想に収まらない人々を無国家化したことについては次を参照のこと。Hannah Arendt, *The Origins of Totalitarianism*, Allen and Unwin 1951 : 275-77（大久保和郎・大島かおり＜訳＞『全体主義の起源』みすず書房，1972年）.

75） 次は，ナショナリズムとは主観的信念であるだけに，象徴操作を媒介として心理的紐帯を組成するための“神話”に過ぎないとする。C. W. Connor, *Ethnonationalism : The Quest for Understanding*, Princeton University Press, 1993. 国民国家という幻想的政治共同体の類型については，次を参照のこと。B. Jessop, “Challenging democratic governance,” in T. Carver and J. Bartelson, eds., *Globality, Democracy and Civil Society*, Polity, 2011 : 75-111, 77-79. また，「市民的ナショナリズム」概念の批判的検討については次を参照のこと。W. Kymlicka, “Misunderstanding Nationalism,” in R. Beiner, ed., *Theorizing Nationalism*, SUNY Press, 1999.

76） Eric Hobsbawm, “Invention of Traditions,” in E. Hobsbawm and T. Ranger, eds., *The Invention of Tradition*, Cambridge University Press, 1983（前川・梶原ほか＜訳＞『創られた伝統』紀伊国屋書店，1992年）.「国民（ネーション）」という言葉はラテン語の「ナスコル(nascor)」に発し，「生まれること（to be born, to be begotten)」を意味しているが，この言葉は歴史の脈絡において多義性を帯び，文化的には言語や習俗と宗教を，そして，政治的には「政治的共同体」を，そして，心理的には出生地や育成地への愛着心や帰属感を共有する集団であるとされる。「ネーション」という言葉の意味転換については次を参照のこと。Paul James, *Nation Formation : Towards a Theory of Abstract Community*, SAGE, 1996 : 9-17.

77) Eric Hobsbawm, *Nations and Nationalism since 1780 : Programme, Myth and Reality*, Cambridge University Press, 1990（浜林・嶋田・庄司<訳>『ナショナリズムの歴史と現在』大月書店，2001年）: 9 ; H. Kohn, *op. cit.*, 1944 : 20.

78) 丸山真男「ナショナリズム」（『政治学事典』平凡社，1954年，1032頁）。

79) 丸山真男はナショナリズムのイデオロギーの3つの契機として，「1）国民的伝統 national tradition, 2）国民的利益 national interest, 3）国民的使命 national mission」を挙げるとともに，「伝統はネーションを過去に結びつけ，利益はそれを現在に，使命はそれを未来に結びつける。この3者が合成されてそこに国民的個性観念 national character が打出される」としている。また，国民統合という点で次のように指摘している。「国語」が思考と相互理解の共通化の基礎となるだけでなく，「国旗」は視覚化の，「国歌」は聴覚化の，「国史」は知的教化の，そして，国王ないし大統領である「元首」は人格化の象徴作用の役割を果たし，情緒的帰依感と共属感を内発的に涵養する，と（前掲書，1954年，1033頁）。

80) David Forgacs, “National-Popular : Genealogy of a Concept,” in *Formations of Nation and People*, Routledge & Kegan Paul, 1984 : 83-98.

81) E. Hobsbawm, *op. cit.*, 1983.

82) エスニシティの多様な類型については次を参照のこと。J. N. Pieterse, *Ethnicity and Monoculture*, Rowman and Littlefield, 2007. 次も参照のこと。Ruth Levitas, “The Concept of Social Exclusion and the New Durkheimian Hegemony,” *Critical Social Policy* 16, 1996 : 5-20.

83) 近年の中国のナショナリズムの台頭を中国共産党の権力の動揺を背景とする権力維持の手段であり，「政党のプロパガンダ」であるとする理解があるが，このレベルにとどまらず，中国社会の構造的変容と，また，中国の歴史と文化や対外関係のインパクトと結びつけて捉えるべきであろう。次を参照のこと。Peter Hays Gries, “China and Chinese Nationalism,” in G. Delanty and K. Kumar, eds., *The Sage Handbook of Nations and Nationalism*, 2006 : 488-99.

84) ナショナリズム研究の草分けにあたるコーンはライン川を境とする東西のナショナリズムの特徴を類別し，西側ではネーションが市民の結合体であると，また，東側では有機的でエスニックな集合体であると受け止められているが，これは，社会学的にはネーションの形成に占めるブルジョア階級と半封建的土地所有階級の役割の違いに発し，前者が市民的精神の，また，後者は権威主義的精神の土壌となっているとする。Hans Kohn, *The Idea of Nationalism : A Study in its Origins and Background*, 1944, with a new introduction by Craig Calhoun, Transaction Publishers, 2005.

85) 次は内外政治の動態の複合的視座において「幕末維新」史を論述している。宮地正人『幕末維新変革史（上・下）』岩波書店，2012年。

86) 古在由重『和魂論ノート』岩波書店，1984年。

87) 世俗的レベルにおける「秩序」の制度化という点では，地域的偏在性はあるにせよ，神道が「鎮守の神」（「氏神」）と習合することで祭礼化し，仏教が「寺檀」化することで村落共同体の統合化に果たした役割も重要であったと言えよう。

88） Seymour M. Lipset, *The First New Nation: the United States in Historical and Comparative Perspective,* Basic Books, 1963（内山・宮沢<訳>『国民形成の歴史社会学：最初の新興国家』未来社，1971年）. アメリカのナショナリズムの形成過程については次も参照のこと。Liah Greenfeld, *Nationalism: Five Roads to Modernity*, Harvard University Press, 1992, ch.5.

89） Badie and Birnbaum, *Sociologie de l'état*, 1982, *The Sociology of the State*, translated by Arthur Goldhammer, University of Chicago Press, 1983: 103-4.

90） 次は国家とネーションの関係を（1）同質型国民国家と（2）エスニック多様型多国民国家に分けるとともに，後者をさらに，単一ホームランド型，多ホームランド型，無ホームランド型，移民国家，メスティーゾ型国家に類型化している。Robert J. Holton, *op. cit.*, 2011: 166.

（4） 国際政治と国民国家

「人間は社会的動物である」（アリストテレス）かぎり，「集合性（コレクティヴィティ）」を免れ得ない。これは何らかの秩序を共有する人々によって一定の居住地が形成され，固有の歴史的相互関係において生活と生産が営まれることを，また，この過程のなかで社会－経済関係も生産・再生産されることを意味する。換言すれば，一定の空間において社会諸関係が組織されることで，あるいは，社会諸関係が空間化されることで有意性を帯びた社会的存在が実体化することになる。この関係論的存在を目的意識的に一定の「秩序」に編成する機能が「政治」であり，そのための多様な組織が「統治機構」（政府）である。また，「集合性」が統治機構によって区画され，空間が「領域」化することで「国家」の観念も浮上する。

「政治（politics, *Politik*）」とは，「国民国家」のレベルでは所与の社会－経済諸関係の「統治（government, *Regierung*）」と「行政（administration, *Verwaltung*）」の機能と機構に関わる概念である。これは「関係」の組織化と「組織」の体系化と位階化のことであるだけに，イデオロギー機能を媒介とせざるを得ないし，社会－経済的諸アクターが介在することにもなる。だから，「政治」は諸勢力の力学的対抗とイデオロギー的対立となって現われるのである。また，社会－経済諸関係の「領域化」ないし「有界

化」とは政治的「境界化」のことであって，他の社会－経済的・政治的存在（他国）との関係において成立する。「国民国家」とは領域型「集合体」であり，社会－経済的・文化的諸関係の空間的区画化のことであるが，こうした区画は流動的であり，内封的でも固定的でもなくて，政治的・社会経済的力学と結びついて可変的でもある。これは，内的包摂が外的関係を前提としているだけに，両者は不可分の関係にあることを意味する。したがって，「世界政治（world politics）」は，主要には「国家」間関係と「国民」間関係として現われるが，内／外関係は連鎖化しているだけに，その構造は可変的なものとならざるを得ない。「構造」は諸関係が接合することで一定の「形態」を帯びるが，諸関係は不断の変化の「過程」に服しているから，所与の「形態」や形状にかかわるパラダイムは動態的過程の静態的「位相」概念に過ぎないと見なすべきである。この視座からすると，国内政治は相対的自律（立）性を帯びつつも，他の社会的存在や世界の政治経済の動態と不可分の弁証法的「共振動」のなかにあることになる。

「グローバル化」によって社会－経済諸関係が越境化の方向を強くし，その連関性と相互依存性が強まるなかで，「国家」の後退論や衰退論が，あるいは「超国民的国家の生成」論が浮上しているが，現実には，「国連」加盟国は増加している。これはグローバルな統合化のなかで「個別主義（パティキュラリズム）」のグローバル化の力学が作動していることを，換言すれば，同質化の力学は異質性の自覚を呼んだことになる。また，国際テロ組織の脅威のなかで諸国は「国民安全保障国家（national security state)」化の志向を強くしたというのが実際である。すると，「グローバル化」のなかで社会－経済関係が“脱国家”化の傾向を強くし，ナショナル・インターナショナル・グローバルなレベルで重層化の方向を強くしているとしても，「国家」自体が“恐竜”化しているわけではないことになる。また，ソ連崩壊後，東欧圏においてナショナリズムの運動が拡がり，新しく「国民国家」が成立したことも事実である[91)]。この現実に鑑みると，経済の新自由主義的グローバル化のなかで国境の壁は低くなったし，国内政策が国際間調整に服

さざるを得ない傾向を強くしたにせよ，あるいは，国際政治やグローバル資本主義体制がアメリカを軸とする「ハブとスポーク」型の構造に再編されているにせよ[92]，「国家」は，なお，「世界政治」の基本的単位を占めていると言える。また，地理学的地表が「国家」によって区画されていることに鑑みると，経済アクターや社会的活動主体の行動が越境性を深めているにせよ，空間的には「国家」の枠内に留めおかれていることにもなる。社会－経済諸関係の越境規模の連鎖化や資本の「グローバル化」状況においても「国民国家」は政治的・経済的・文化的単位として存続し，ナショナリズムがその強力な理念的紐帯をなしているだけでなく，「労働と権力のグローバルな分割」が再編されるなかで[93]「国民国家」中心主義型“排外主義”的ポピュリズム運動も台頭している。また，「競争国家（competition state）」化の方向が強まるなかで，これに耐え得る人的資源の育成とインフラの整備が「国家」的規模で求められてもいる。

社会的分業を軸とした生産体制は「国民経済」に包括され，法体系において規範化されている。この脈絡において「国家」は“形而上学的効果”を帯び，社会経済関係は「国家」において“総括”される。だから，「国家存在」が解体したり，他の国家に吸収されないかぎり，統治機構の改編を繰り返しつつも，「国家」は所与の社会空間において「国民存在」の形而上学的紐帯として存続し，住民を「国民」に統一する。それだけに，「国家存在」の諸条件が脆弱化すると「国家」の形而上学的効果は希薄化し，「国家」への帰属感は弛緩せざるを得ない。また，後発資本主義国や途上諸国は“上から”「開発主義（デヴェラップメンタリズム）」政策に訴えて経済的繁栄を追求し，この政策をもって政権の維持を期そうとする。後発資本主義諸国の権威主義的支配体制は，こうした「開発主義的ナショナリズム」に依拠している場合が多い[94]。

「資本」は特定の社会的生産関係において成立し，生産諸関係の社会的表現である。また，「資本主義国家」とは，こうした社会－経済諸関係の総体を「国家」において表現した抽象概念である。すると，「資本」は固

有の社会－経済関係において成立するわけであるから，この関係を国民的規模でシステム化するための経済外的「権力装置」を必要とせざるを得ないことになる。確かに，資本の運動が脱国境的規模の浮遊性を帯び，その行動範囲もグローバルに及んでいると言えるにせよ，「国家」の枠組みを離脱しているわけではない。脱国民的「グローバル資本」とは，ひとつの“幻想”であって，「世界国家」において妥当する概念に過ぎない。「資本主義国家」において統治機構は経済・社会諸関係を一定の空間において「領域」化するとともに，正統化のイデオロギーと代表機能をもって所与の利害関係を「公的（全体的）利益」に集約する。この脈絡において「国民間（インターナショナル）」政治は「国家間（インターステイト）」政治となって現われる。だが，「国民国家」とは関係論的概念であるし，資本は生産諸関係の社会的表現であるだけに，資本主義的「社会構成体」は国内「資本」間の対抗のみならず社会的諸勢力間の対立の場ともなる。また，「グローバル化」の局面に至って，「比較優位」をめぐる「国民経済」間の競争も強まり，「知識基盤型経済」の強化が求められることにもなる。それだけに，「徴税」依存型の国家財政は企業税率の引き下げ競争や福祉関係予算の相互削減競争を強いられるが，福祉政策が財源の再分配政策であるだけに社会の不安定化を呼び，ひいては投資のインセンティブをそぎかねないというジレンマをかかえる。というのも，多国籍企業の動態は「国家」によるインフラの整備や金融政策と，あるいは，社会的安定性や労働力の水準度と結びついているからである。

ナショナリズムは「国民国家」のイデオロギー的紐帯であるだけに，「国民」間の対立と対抗の力学を宿している。「国民国家」において伝統や文化の同質性と異質性の認識が共有されることで所与の住民は「国民」化する。「ナショナリズム」は比定の論理と心理において自らを同定するための引照枠となる[95)]。これは，ナショナリズムが社会統合の強力な契機となることで[96)]，「国家存在」に「実在性」を与える心理的・イデオロギー的契機となるだけでなく，政治の言説の強力な“審級”として政治的

諸実践を倫理的に“審問”することを意味する。この脈絡からすると，ナショナリズムは国内統合の強力なヘゲモニー機能を果たすことになるし，自／他ないし“彼我”を区別する契機であるだけに，国際的には“排除”と“連携”の論理とも結びつき得る。すると，ナショナリズムは，現実的にも観念的にも包摂と排除の二面性を帯びているだけに，“危機”の局面においては「象徴」操作とも結びついて統一の力学と排外主義という機能的二面性を帯び得ることになる。また，政治における「自／他」の関係にはヘゲモニー関係が内在しているし，「グローバル化」にはヘゲモンの価値による同質化や位階的再編化の力学も内在している。それだけに，外的インパクトは内的個別性の自覚を呼び「ナショナルなもの」の認識を喚起するだけでなく，「破綻国家（collapsed state）」の淵に瀕した「国家」は既存のレジームの保守をナショナリズムに求めることで「国民的」一体感を喚起する。さらには，ナショナリズムは“排除”の観念と結び付いて，ゼノフォービアにとどまらずジェノサイドにすら倒錯しかねない。

＜ナショナリズムとインターナショナリズム＞　「人種集団（racial group）」とは生物学的特性に注目した外見的形質性の範疇である。「人種（race）」の特徴が文化の優劣と結びつくと「人種主義（racialism，racism）」を呼び，特定の「民族」を排除したり，弾圧するという「人種差別（セグリゲーション）」（アパルトヘイト）や膨張主義の正統化論に転化する。だが，社会科学的視点からすると「人種」が「集合性」の基盤となり得るとしても，「生物学的特性」自体が歴史の牽引力や駆動力となり得るわけではない。この点で重要な要素が「民族集団（エスニック）」とネーションであり，両者は近代「国家」において一体化し，「国民国家」を形成している[97)]。「民族集団」は国家において社会統合と政治支配の正統化の基盤を構築し得たことになるが，「国民」は複数の諸民族から構成されているということ，これが一般的である。だが，国内の主要（諸）民族が“彼我”の区別をもって少数（諸）民族を排除しようとする傾向には根強いものがあるだけに，「国民国家」は包括性と個別性との緊張関係を内在している[98)]。

ナショナリズムは他のネーションとの関係において成立し得るから，「国民間（インターナショナル）」関係がその前提とならざるを得ない。そうでないと，論理的には，ひとつのナショナリズムしか存在しないという自家撞着に陥ることになる。これは，遠く，アメリカ政治学の鼻祖とされるリーバー（Francis Lieber, 1798-1872）がナショナリズムとインターナショナリズムは同一コインの両面であると指摘したことでもある[99]。というのも，彼は「有機体的国家」観において，「国家」を「権利－義務」関係とし，この関係を紐帯とした集団的構成に「ネーション」の概念を措定するとともに，その併存と共存にインターナショナルな世界像を設定しているからである。だが，比定を媒介とした同定の心理と論理は同族意識と他者意識との併存状況であるから，歴史的脈絡や政治的・経済的配置状況を異にしてナショナルな次元はインターナショナルなレベルで衝突せざるを得ない場合が多い。その顕現形態は多様であるにせよ[100]，一般的には，「国民的利益（national interest）」（「国益」）の対立として理解されている。

「自己確認（アイデンティフィケーション）」は他者との関係ないし他者の認識において成立する同一化の心理であり，集団の個別性の認識が“ローカリズム”や“ナショナリズム”と結びつく[101]。グローバルな規模からすると，ナショナリズムはローカリズムの一形態である。アイデンティティの社会心理学的強度は自然的・近縁的帰属感と愛着心を起点として物理的距離に比例しがちであると言えるにせよ，アイデンティティの強度は“波紋”のように同心円的に拡延するわけではない。共感と反発のいずれに発するにせよ，アイデンティティは歴史的所産であるだけに，その心理的強度は地理的遠近に比例して逓減ないし逓増するわけではなく，政治的・社会経済的条件に規定されて屈折した性格を帯びる。また，“ネーション”が敵対的「異界」に囲繞されていると自覚したとき，ナショナリズムは外部との関係において相対化されることなく国境の壁もって行き止まり，内部に反射することで沈積する。あるいは，自らのナショナリズムをもって他者を包摂しようとする。この点で，「グローバリズム」という言葉が消極的に使われる場合が

多いのは，特定の，とりわけ，ヘゲモンの市場原理主義的価値をグローバルに拡大しようとする意図が読み取られるからである。

人々が社会的「集合性」や集住性を免れ得ないかぎり，「相関作用（トランザクション）」を不可避とし，能動的であれ受動的であれ，そのために組織された集団に「関与している（インタレステド）」。すると，自らの所属集団に「関心（インタレスト）」を寄せ，その存続に「利害（インタレスト）」の共有を覚えることは自然なことである。また，「国民」はエトニーと市民的価値の共有性を「国家」において自覚するし，個別の主観的な「私的利益（private interest）」との類推において，「国民国家」に一体的な「国民的利益」（「国益」）を想定する。これは，「国家」を人格的に擬制化し，その存在理由（「国家の理性，reason of state, *raison d'Etat, staats räson*」）を「国家」の“利益（インタレスト）”に求めたことに，換言すれば，「国家」の観念が形而上学的効果を帯びることで，「国民存在」という関係論的実体が「国家」に仮託され，「国民的利益」と「国家的利益」とが「公益」をもって同視されることに負っている。さらには，国家機関は，少なくとも形式的には，「国民」の機関とされるから「公的利益（public interest）」（「公益」）の代表者として現われるとともに，国外的には「国家主権」の観念をもって，自らが「国民」意志の発現の主体であるとする。こうした一連の擬制において，「国民的利益」と「国家的利益」とは同視され，国家機関がこの「利益（関心）」を外交関係において代弁し得ることになる。この脈絡において，「公益」相互間の関係は個別の「国益」間の関係として現われる。

だが，「公益」とは「人民の安寧（*salus populi*）」（「共通善」）のことであるとしても，資本主義的市場経済においては個別の自己利益の追求が社会全体の「公的利益」に連なるという仮説（「功利主義的帰結主義」）に依拠しているに過ぎない[102)]。あるいは，「社会資本（social capital）」のことであるとしても，その内実は個別の歴史的脈絡や社会諸勢力の「力関係」に左右されることである。それだけに，「私的利益」の集合のことであるともされるのであるが，この場合といえども，所与の「社会構成体」にお

ける支配的利益（関心）のことに過ぎないとも理解され得る。さらには，「公益」とは別の「国益」の概念を特定することも困難であって，「国家」を“人格”視し，この抽象に「利益」を仮託するとともに，個別の「私的利益」間の対立とのアナロジーにおいて「国家」間の利益対立を想定していることになる。この脈絡からすると，「国家」とは「社会構成体」の抽象概念であるだけに，「公益」とは所与の経済－社会諸関係において共有されている基本的価値のことにほかならないことになる。これは個別「住民」の社会的存在を捨象し，「国民」という抽象をもって全体を包括し[103]，この抽象的存在に「公益」の概念を設定するとともに，「国家」間関係においては「公益」をもって「国益」の観念を措定していることを意味する。すると，「国民」とは「国家存在」の集団的表現であるから，その「存在」自体や文化の保全が「国益」ないし「公益」にあたるにせよ，その内実の設定には権力機関の解釈が，また，所与の「社会構成体」の基軸的編成とその転回軸に占めるヘゲモニー機能が重要な役割を占めていることになる。そして，住民レベルにおいて「国益」と受け止められるのは，幻想的であれ，所与の体制に経済的均霑効果が期待され得たり，他国からの侵略によって自らの民族的存在や政治体制の危険が自覚される場合である。

「国際主義（internationalism）」とは，文字通り「国民間主義」のことであって，「グローバル」ないし「世界的（ワールドワイド）」視座からすると，「超国民的（transnational）」や「多国民的（multinational）」という形容詞とは意味を異にする。というのも，「国際主義」はナショナルな次元相互間の関係を含意し，「国民国家」の相関性と相対化において成立し得る概念にほかならないからである。また，ナショナルな主体といえども，いわゆる「多国籍企業」の活動に見られるように，「行動」の視座からすると「脱国民」的アクターとなり得るし，現に，このレベルの活動主体の一角を構成している。そして，「規模」とは組織的「存在」の範囲の様態概念であって，存在を構成するアクターの行動と不可分の関係にあり，アクターにおいて

組織されるだけに，「運動」を随伴する。これは，例えば，経済活動や文化活動が「国家」を拠点としつつも超国境的ないし多国民的「規模」に及び得ることに明らかであるし，電波は遮断されないかぎり，瞬時に国境を越え得るだけに，アクターはバーチャル空間においても行動し得ることになる。

91） 現在（2012年）の「国連」加盟国は193カ国であるが，1910年において，「国家」と呼び得たのは15カ国に過ぎなかった。また，「国家」数が急増したのは第二次大戦後の，主として，アジアとアフリカやカリブ海の独立国の加盟に負っている。なお，旧ソ連15構成国のなかで11カ国がロシアを中心に CIS に再編され，3カ国が EU に加わり，グルジアは2009年に CIS から離脱している。

92） L. Panitch and S. Gindin, "The Empire Reloaded," *Socialist Register 2005*, Martin Press, 2004 : 46-81 ; id., *The Making of Global Capitalism : The Political Economy of American Empire*, Verso, 2012.

93） James H. Mittelman, *The Globalization Syndrome : Transformation and Resistance*, Princeton University Press, 2000（田口・松下・柳原・中谷＜訳＞『グローバル化シンドローム：変容と抵抗』法政大学出版局，2002年）; id., *Hyperconflict : Globalization and Insecurity*, Stanford University Press, 2010.

94）「中国」の「国家社会主義」体制は，中国共産党が「中原」を占めることで“中華”型ナショナリズムを維持しているように思われる。また，儒教における天命型「革命」論と権威主義との併存性の指摘については次を参照のこと。Du Gangjian and Song Gang, "Relating human rights to Chinese culture : the four paths of the Confucian analects and the four principles of a new theory of benevolence," in M. C. Davis, ed., *Human Rights and Chinese Values*, Oxford University Press, 1995 : 33-56.

95） Ernest Gellner, *Nations and Nationalism*, Cornell University Press, 1983（加藤節＜監訳＞『民族とナショナリズム』岩波書店，2000年）.

96） Isaiah Berlin, *The Power of Ideas*, Princeton University Press, 2000.

97） E. Gellner, *op. cit.*, 1983 : 48-9.

98） Jürtgen Habermas, *The Inclusion of Other*, MIT Press, 1998 : 115.

99） F. Lieber, "Nationalism and Internationalism," in *Miscellaneous Writings*, 2 vols., edited by J. B. Lippincott, 1881. 次に引用。James Farr, "From Modern Republic to Administrative State : American Political Science in the Nineteenth Century," in D. Easton, J. G. Gunnell, M. B. Stein, eds., *Regime and Discipline : Democracy and the Development of Political Science*, University of Michigan Press, 1995 : 147. 次も参照のこと。David Clinton, "Francis Lieber, Imperialism and Internationalism," in David Long and Brian C. Schmidt, *Imperialism and Internationalism in the Discipline of International Relations*, State

University of New York, 2005 : 23-42. F. リーバーの政治論については次を参照のこと。中谷義和『草創期のアメリカ政治学』第1章（「F. リーバー：アメリカ政治学の源流」）ミネルヴァ書房，2002年。

100） Friedrich Meinecke, *Weltbürgertum und Nationalstaat*, 1908（矢田俊隆<訳>『世界市民主義と国民国家：ドイツ国民国家発生の研究』岩波書店，1968年）.

101）「ネーション」がローマ市民との区別において「異郷人」の原義に発していることについては次を参照のこと。Guido Zernatto, "Nation : The History of a Word," *Review of Politics* 6, 1944 : 351-66.

102） 松井暁，前掲書，251頁。

103） E. J. Hobsbawm, *op. cit.*, 1990（訳書，12頁）.「インターナショナル（international）」とは，基本的には，「国民国家」間の関係に関わる概念である。また，「グローバル化」と結びついて「超国民的（trans-national）」とか「多国民的（multinational）」という言葉も使われているが，いずれも「世界的（worldwide）」次元における「行動」に関わる概念であって，前者は「国家」を超えるレベルの，また，後者は複数の「国家」に及ぶ行動の様態を指している。

(5) グローバル化と国民国家

「国際関係（international relations）」とは，ひとつの抽象であって，それ自体が存在するわけではなく，主要には「国民」間の関係のことにほかならない。すると，「国民」は「国家」に包括されてはいても，越境型社会－経済諸関係のなかにいるわけであるから，また，主観的には，他の「国民」との比定において自らの「国民的所属性（nationality）」を同定しているわけであるから，「国際政治」は「国民国家」間の可変的「共振動」のなかにあることになる。だが，この構造において「国民国家」がどのような位置にあるかということ，換言すれば，「国民国家」の自立（律）性の範囲と程度や相互関係が，さらには，「インターナショナリズム」の性格が問題とならざるを得ない。

「グローバル化」とは，最も単純化すれば，社会諸関係の越境規模の連鎖化と相互依存化のことであるだけに，「有機的連帯」を「脱国民国家」的規模に拡げる。こうした状況に至って「国民国家」の"揺らぎ"が指摘され，これと結びついて，現代国家の位相や世界政治の多様な類型が提示

されている。これは，「ネットワーク国家」論（M. カステル），「世界社会」論（N. ルーマン），「脱ナショナルな国民国家」論（J. ハバーマス）などに認め得ることである[104)]。さらには，1980年代からの「民営化」や「規制緩和」策のなかで「国家」の「後退」論や「空洞化」論が浮上したが，こうした政策は「国家」の機能に属することであり，「新自由主義イデオロギー」を媒介とした社会－経済関係の再編策であって，このことをもって「国家」の衰退や解体と同視するわけにはいかない。というのも，「新公共管理（new public management）」論にもうかがい得るように，経済における「競争」原理を「国家」の機構と機能に導入することで「国家」の“市場化”を期すという企図を背景としているにせよ，「国家」の機構と機能の改変をもって，「国家」の解消と結びつけるわけにはいかないからである。

「グローバル化」とは単線的運動ではなく，「規模」を異にした諸力の多次元的運動であるだけに，「傾向」と「対抗傾向」との複合的力学を内包せざるを得ない。IT 革命によって世界は“圧縮”され，情報の共有度も越境レベルで高まったにせよ，世界は単一の社会空間からなっているわけではない。「グローバリティ（globality）」とは世界的相互連関性の「総体」概念であるが，その構造は個別の「ローカリティ（locality）」の複合的構成において重層化している。「グローカリゼーション（glocalization）」という概念は，文化の融合のように，マクロ・レベルの「グローバル化」とミクロ・レベルの「ローカル化」とが結びついていて，両者が複合化していることを示す造語である。この概念からすると，「グローバル化」とは単一世界の形成過程ではなく，グローバルとローカルな，あるいは，マクロとミクロな運動の複合的「共振動」の過程にほかならないことになる[105)]。

経済の「グローバル化」のなかで資本のフローは「脱領域」化し，商品と労働力の移動は越境化の傾向を強くしている。また，政治の「グローバル化」のなかで「国際機関」や「国際的非政府組織（INGO）」の役割も高

まっている。すると，「グローバル化」は政治的・経済的・文化的相関化の運動として作動していることになる。また，主体なき運動ではなく，政府のみならず多様な国際機関や「非政府組織」などをアクターとし，その総体が「グローバル化」の起動力を構成していることになるし，国際機関の調整と規制機能も強まっている。だが，「資本」は自らの力学に内在的な諸矛盾を時空間的に転移するという点では，その作用の不均等性を免れ得ないし，多国籍企業といえども「空間」の論理をもって「領域」の論理から離脱し自由に浮遊し得るわけではない。それだけに，「国益」間の矛盾も浮上せざるを得ない。経済と社会の複合的「グローバル化」は社会経済構造と再生産関係の再編のみならず，政治的対応をも迫る。こうした脈絡において，国内的にも国際的にも，雇用形態や福祉政策は“柔軟化”しているが，そのなかで経済格差は拡大し，対抗運動も浮上している。それだけに，「愛国主義」の強弱をもって社会的マイノリティや移民集団を排除しようとする運動や分断型統治策に訴えられることにもなる。

政治の力学は，「国家」をもって“統合”を強化しようとする求心性（エタティズム）と個別的社会存在の“自律性”を主張する遠心性（パティキュラリズム）との「二重運動」を内在している。グローバル化は社会的アイデンティティの多元化と結びついて「国家」への帰属感を拡散し，国家の吸引力を弱体化させるという潜勢力を宿しているが[106)]，グローバル化のなかで相対化を媒介とすることで個別「国家」への帰属感を深くさせることにもなる。人々のアイデンティティは，基本的には，なお「ネーション」と結びついているし，所与の住民の政治的・社会－経済的・文化的諸関係は「国家」において総括されている[107)]。だから，諸矛盾は国際的連関性を帯びつつも，基本的には「国家」に集中する。それだけに，改革の展望も「国家」に求められるべきことになる。

「国家」は歴史的脈絡と世界的連関において存在し，その個別性の表現が「国民国家」である。それだけに，個別性や特殊性をもって一般性や普遍性を主張するわけには，あるいは，前者を後者に解消するわけにはいか

ない。というのも，特定の政治体制が「普遍」視されると，その“輸出”（ないし“輸入”）が正当化されることになるからである。また，「国家間（インターステイト）」や「国民間（インターナショナル）」を超える一体的「世界社会」の生成論が想起されると，「国民国家」の“崩壊”論や新「帝国」論を呼び出しかねないことにもなる。グローバル化のなかで規模の相対化や権限の越境的委譲が起こっているとしても，「国家」は「ネーション」を紐帯としているし，所与の諸関係は「国家」によって総括されている。だが，経済と政治の，また，社会と文化のレベルにおける「グローバル化」の状況を踏まえると，「国家主権」は重大な挑戦に服しているし，「国民国家」の自律性や国民の「自己決定」の原理はジレンマに立たされているという現実も浮上する[108)]。すると，リージョンとグローバルなレベルにおけるガヴァメントとガヴァナンスの関係やガヴァナンスの多層化の実態を整理すべきことになる。また，規範性の視点からすると，「民主政のグローバル化」と「グローバル化の民主化」という課題が浮上せざるを得ない。この脈絡において，なお，「思考内実験」の域を超えていないにせよ，多様な潮流の「グローバル民主政」論が登場し，「コスモポリタニズム」の理念が再浮上しているのである。こうした理念や理論は「グローバル化」を背景としているだけに，その有意性の検討が求められていると言える[109)]。

ナショナリズムが近代の「国家」と結びついて浮上したのにたいし，「コスモポリタニズム」の理念は古代ギリシアに発し，啓蒙期のヨーロッパで再興している。この理念が現代において，ひとつの思潮をなすに至ったのは，社会－経済的諸関係が越境化の方向を強くしているという現実を，また，そのなかで浮上した諸課題が国際的解決を求めているという認識を背景としている。これは，気候変動，核拡散と核戦争，国際テロ，経済と金融の不安定化，激しい貧困と不平等の地域的偏差の拡大など，国民国家レベルでは対処するに困難な課題が浮上していることに認め得ることである。こうした背景において，生物学的形質性や社会－経済的・政治的ローカル性を超えて，グローバル・コスモスにおいて課題を解決しようと

する方途が模索されることになった[110]。その潮流は多様であるにせよ，多くは「世界政府」論というより，民主政治の「インターナショナル化」論であると，換言すれば，「関係」のコスモス化の認識において「民主政」理念のインターナショナル化を志向するものである言える。だが，理念や規範が「脱領域」的に共有されているわけではないし，文化の「同質化」が起こっているわけでもなく，むしろ，その「混交化（ハイブリデーション）」状況にあると言える。というのも，文化は土着性が強く，習俗化しているだけに，経済の運動とは性格を異にしていて，「グローバル化」が困難な性格を帯びているからである。また，「グローバル化」のなかでグローバルなヘゲモンが自らの固有の利益を普遍的利益であるかのごとく装ったり，グローバルなレベルで権力を独占しかねないという危険も伏在している。さらには，西側の民主的諸国は自らの政治原理を他国も採用することを求めつつも，その対外政策が民主政の原理と乖離しているという点で「民主政の統合失調症（democratic schizophrenia）」に陥っている[111]。「グローバル民主政」論は，こうした現代状況を踏まえるべきものとなる

いわゆる「リアリスト」ないし「ネオ・リアリスト」の「国際関係」論は「国家」を所与のアクターであるとし，「効用（utility）」（「国益」）の最大化を志向する合理的実体であるとするパラダイムに立っている[112]。これは自己利益追求型個人像の演繹的転用モデルである。このモデルにおいては，国際関係は「主権国家」間のアナキー状況にあり（「ジャングルの政治」の国際版），「権力政治（power politics）」の場でもあると見なされていることから，「権力の均衡（balance of power）」に「秩序」の存続条件が求められる。だが，軍事力の強化とその技術“革新”が新しい不安や不安定な状況を増殖するという“逆説”が生まれ続けている。あるいは，「覇権安定論（hegemonic stability theory）」型グローバル体制が世界の秩序モデルでもあるとされるが，このモデルは「覇権国（ヘゲモン）中心型世界管理」論であって，覇権国の意志や行動がグローバルな「公共善」に連なるとは必ずしも言えない[113]。また，功利主義的「合理化」論は「資本主義」の駆

動力として経済発展の原理的牽引力となったし，私的利益の集積と拡大が公的利益に連なると仮定することで「市場」の組織論となっただけでなく，社会と政治の組織原理に投影されることにもなった。この点では功利主義の歴史的成果には重要なものがあったと言える。だが，「市場の失敗」にも見られるように，資本主義の「合理的選択」が“不合理”を，さらには，環境破壊などの「共通財の惨状（tragedy of the commons）」を呼ぶ要因のひとつともなった[114)]。

以上を踏まえ，こうした乖離を埋めることで現代的課題に応えようとすると，国内的にも国際的にも，民主主義の深化が求められることになる。確かに，国際的規模に鑑みると文化や規範を異にしているだけに，「グローバル民主政」を展望することには困難が多い。だが，現状からすると，民主政の“グローバル・ミニマム”を求めてしかるべきである。この課題は「国民国家」を基盤としつつも，コスモポリタンな視野を踏まえたものでなければならないであろう。というのも，国際関係は「国家」間の，また，国際機関との連鎖化を強くする方向にあるだけに，国内民主政は国際関係との結びつきを深くしているからである。これは「規模」と課題の「グローバル化」のなかで，「国民的利益（関心）」の展開には国際的協力と協働が求められていることを意味している。したがって，ナショナルとインターナショナルなレベルの複合的視座において民主主義を「拡大適用」することが求められていることになる。

104） Castells, *The End of Millennium*, Blackwell, 1998 : 332 ; Luhmann, “Generalized Media and the Problem of Contingency,” Loubser, T., Baum, R., Effrat A. and Lidz, V., eds., *Explorations in general theory in social science : essays in honor of Talcott Parsons*, The Free Press, 1977 : 526 ; Habermas, *The Postnational Constellation*, Polity Press, 2001 : 73.

105） R. Robertson, *Globalization : Social Theory and Global Culture*, Sage, 1992 ; R. J. Holton, *op. cit.*, 2011 : 24-25.

106） M. Castells, *The Power of Identity*, Blackwell, 1997 : 271-15.

107） Pippa Norris, “Global Citizenship, Anyone ? Cosmopolitanism, Privilege and Public Opinion,” *Global Society* 19 (4), 2005 : 331-59. 次に引用。D. Archibugi and D. Held, *op. cit.*,

2011 : 450.

108） D. Held., “Democracy, the nation state and the global system,” in D. Held, ed., *Political Theory Today*, Polity Press, 1991 : 197-235 ; Robert J. Holton, *op. cit.*, 2011 : 125. 次も参照のこと。D. Held, *Cosmopolitanism : Ideals and Realities*, Polity, 2010（中谷義和<訳>『コスモポリタニズム：民主政の再構築』法律文化社，2011年）.

109） Garrett Wallace Brown, “Bringing the State Back into Cosmopolitanism : The Idea of Responsible Cosmopolitan States,” *Political Studies Review* 9, 2011 : 53-66.

110） Garrett W. Brown and David Held, *The Cosmopolitanism Reader*, Polity Press, 2010.

111） Daniele Archibugi, *The Global Commonwealth of Citizens : Toward Cosmopolitan Democracy*, Princeton University Press, 2008 : xiii（中谷・髙嶋・國廣・加藤・嶋内・篠田・山根・松下<訳>『グローバル化時代の市民像：コスモポリタン民主政へ向けて』法律文化社，2010年）.

112） カー（Edward H. Carr, 1892-1982）は次のように指摘している。「政治学は，何が存在するかについての学であるだけでなく，何が存在すべきかにかかわる学問でもある」と（E. H. カー，井上茂<訳>『危機の20年：1919-1939』岩波文庫，1996年，26頁）。彼は，リアリズムとユートピアニズムの交差において国際政治にアプローチしているとしても，そこに“理念”の視座が欠落しているわけではない。

113） 次は，「国際関係」論における主潮流（リアリズム，ネオ・リアリズム，ネオ・リベラリズム，コンストラティヴィズム，ポストモダニズム）を簡明に整理している。Colin Hay, *Political Analysis : A Critical Introduction*, Palgrave, 2002 : 13-27.

114） Garrett Hardin, “The Tragedy of the Commons,” *Science* 162, 1968 : 1243-48 ; David Pepper, *Modern Environmentalism : An Introduction*, Routeledge, 1996.